

326  
351

視察報告書  
收單殿上郡役所



始





視察報告書

岐阜縣郡上郡農會役所



326-351

緒言

大正七年五月東京に於て日本赤十字社員總會及愛國婦人會員總會の開かるゝを機とし、之に參列の序を以て、長野、山梨、千葉、東京の各府縣下を視察せんとするの議熟し、四月二十五日岐阜に集合し、翌朝同地を發し、該地方に於ける産業教育自治等の視察を遂げ、五月四日東京に於て團體を解散せり。一行は郡長郡書記町村長助役及篤志者等十九人より成り、別項日誌の如く動し、各地の優良施設を參觀し、各自得る處鮮からず。

本書は該視察報告の一部分にして、各所に於て參照となるべき、多數の印刷物を得、又經營の要綱を聽取したるも、浩瀚に渉るを以て、總て印刷を省略せり。

本書は視察の途次、隨時記録したる儘、推敲を加へず、忽卒印刷に付したるを以て、順序行文共に不體裁なるを免がれず。

訂正  
7. 6. 26  
内交



大正七年四月二十六日(雨) 午前七時岐阜驛に集合、同二十四分發の列車にて出發す、參會者左の通り。

郡長 大野 勇 郡書記 八田 德三郎 八幡町長 仲上 忠平 川合村長 細佐源右衛門  
山田村長 鷺見源四郎 彌富村長 畑中 誠兒 牛道村長 北山 精治 西川村長 三浦 岩吉  
高鷲村長 杉山井一郎 口明方村長 吉田 耕三 奥明方村助役 中田 義一 和真村長 竹村 梅吉  
相生村長 野邑仁右衛門 嵩田村長 藤田 茂 下川村長 河合 誠一 東村長 日下部 幸六  
下川村 小森宗兵衛  
午前八時二十七分名古屋著、同九時名古屋驛發列車にて午後四時三十二分松本驛に著し、自動車にて淺間温泉に到り、四石川旅館に投宿

四月二十七日(晴) 午前六時淺間温泉發、同七時松本驛發、同八時二十五分辰野驛著、同四十分發伊那電車にて赤穂村に至り(此間十八哩一時五十分間)龍水社參觀、穀屋にて晝食を爲し、赤穂尋常高等小學校參觀、竹村、鷺見、日下部の三人は少しく先發して辰野に至り、伊那富生線販賣組合を參觀す、一同は午後二時三十八分赤穂小學校前小町屋驛發の電車にて同四時三十分辰野に著し先發者と會し、午後四時五十七分辰野發の列車にて午後八時二十五分甲府市に著、柳町二丁目佐渡幸本店に投宿す。

四月二十八日(晴) 午前六時三十分發西條村役場に至り(此間一里五町)、西條村外一箇村(常水村)農會及西條村信用購買組合を視察し、甲府に引返し、午前十一時四十三分發の列車にて午後五時二分飯田町驛に著し、神田區北神保町九番地鳴鳳館に投宿す。

四月二十九日(晴) 此日早朝北濃村長三島庄太郎來著一行十八人となる、午前六時四十分鳴鳳館を發し、電車にて兩國橋驛に至り同七時三十分發の列車にて出發、千葉町下車の上同町を一巡し、更に同九時三十分發列車にて八街驛に到著、山武郡源村(一里二十町)に到り、同村々治の狀況を聞き、日向驛(一里)に到り、午後三時三十分發同四時五分佐倉驛に著し、同四時四十五分佐倉を發し、同五時十分成田驛著、電車にて不動尊前に至り參詣の上、門前若松屋本店に投宿す。

四月三十日(曇後雨) 午前七時旅館を發し、電車にて宗吾靈堂に詣り、同九時成田發の列車にて三里塚に至り、下總御料牧場を參觀し、午後零時五十分發列車にて午後六時二十分上野に著したるに恰も雨降り出したれば、少しく附近散策の上旅館鳴鳳館に投宿す、此夜西和瓦村長尾宗兵衛著、一行十九人となる。

五月一日(雨) 午前八時宿舍發同三十分飯田町發院線電車にて中野驛に至り、蠶業試驗場參觀午後五時同場を辭し、再び院線電車にて宿舍に歸る、當日視察の豫定なりし林業試驗場は蠶業視察に多くの時間を要し遂に出頭之餘地なきに至りしは遺憾とする所なり附五月二日(晴)赤十字社員總會參列後市中隨意參觀三日(晴)赤十字社總裁宮殿下に拜謁隨意行動四日(晴)愛國婦人會總會參列の上團體解散。

目次

地方自治.....一

千葉縣山武郡源村.....一

土地、戸口、村經濟、各種基本財産積立及運用の狀況、村及諸團體の事業及其概要  
村農會事業、青年會の事業、概感

産業.....七

西條村外一箇村組合農會.....七

豫算並に事業の概要、技術員、會報刊行、米麥品種改良選種及麥奴豫防、桑園の改良  
肥料の配合、農馬購入、概感、既往事業の分量並其方法効果

西條信用購買組合.....二三

區域、出資、信用程度表、月次會、貯金委員引換券の發行、組合員申合規約、善行者  
表彰規定

蠶業試驗場.....二五

立通桑の將來に就て、桑の仕立及採取方に就て、桑の品種に就て、桑の貯藏法に就て  
桑の肥料に就て、桑と蠶組の關係に就て、松本支場凍害桑園調査、凍害善後策試驗、  
白繭の細絲を目的とせる真交雜、黃繭の適切なる組合、秋蠶種の一交代雜種、蠶種の  
冷蔵溫度、交雜種と玉繭の關係、黃白の優劣に就て、沈縷に就て



伊那生絲販賣組合に就て……………二五

伊那富生絲販賣組合、龍水社、龍水社の事業……………二五

下總御料牧場……………三四

場域、動物頭數、沿革、事業、概感、飼羊法概要……………三四

育……………四〇

赤穂尋常小學校……………四〇

高等小學校……………四〇

村教育の施設、小學校、貧兒保護、一坪農業、補習教育、補習教育獎勵會、校訓設備……………四七

實業教育……………四七

社會教育……………四七

雜……………五〇

感……………五〇

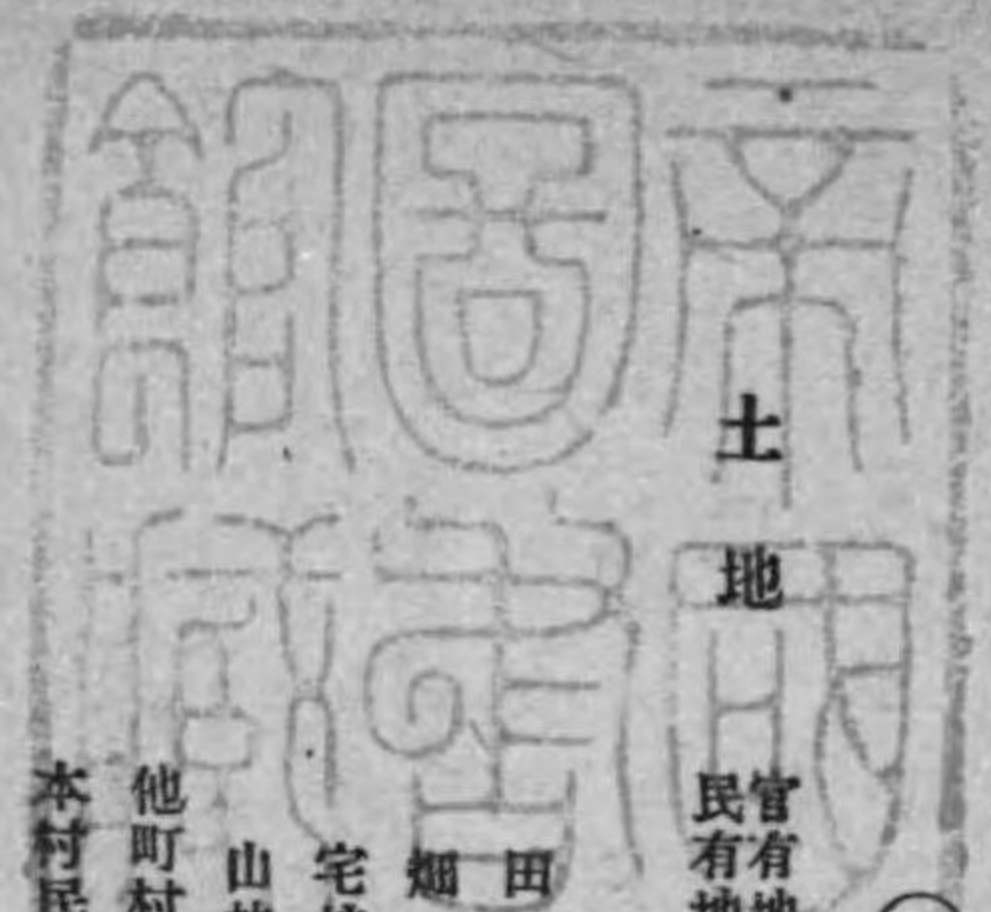
興風會……………五〇

初日の春風、信州の杏及山葵、實業の美風、紫雲英に就て、刷物の配付と共調製……………五〇

# 視察報告書

## ○地方自治

### ◎千葉縣山武郡源村 (總武本線日向驛より一里)



土地 官有地 四町一段三畝十八步  
民有地 千百七町三段三畝步

田 百九十七町八段三畝二十五步 (一段平均地價貳拾九圓八拾九錢) 一月當六段八畝強  
畑 二百三十九町四段五畝十二步 (同) 七圓五拾四錢) 同 九段強  
宅地 三十町五畝十一步 (同) 六拾八圓參拾六錢)  
山林 五百九十八町一段二畝六步 (同) 六拾四錢)

他町村民が本村にて有する土地 三十九町七段九畝十五步  
本村民が他町村にて有する土地 二百三十一町三段七畝二十二步

戸口 現住 人口 一九四八人 内(男) 九八四八人  
戸數 三三〇戸 内(女) 九八八八人

村經濟 大正七年度豫算大要

歳入 六、三三九円

内

財産より生ずる收入

基本財産收入 二〇、五〇〇円

表彰基金收入 五、四八

道路改修豫備積立金收入 二〇

學校基本財産收入 二、三六

育英基金利子 三〇

罹災救助基金收入 三



手付料	五	衛生補助	二
交付款	二一	賑捐買上補助	二
縣補助金	一八〇	救助基金補助	七
寄付金	一五	小學校基本財産	二〇
繰越金	一〇	基本財産	二〇
雑収入	一〇〇	勸業基金	二〇
村税	三、七六	戸數割一月平均	七、三九〇
役場費	一、四六	村長報酬	二〇〇
會議費	九	委員同	二〇
土木費	五	修繕費	二五
教育費	二、五五	議員日當一日拾五錢	二
種痘費	六	消耗品費	二
傳染病豫防費	三	小學校費	二、三五
隔離病舎費	三	圖書館費	五
勸業諸費	八	夜學校費	八〇
救助費	一〇	産業獎勵	八
警備費	一、六	供穀費	八
		勸業董事	三〇
		害蟲驅除	三〇
		育英基金	二〇

基本財産造成費	一、三五	〔基本財産〕	八五	小學校	一五	育英基金	二〇
財產費	三	〔福災救助基金〕	二六	勸業基金	五		
諸税及負擔	二〇						
表彰費	二〇						
雜支費	二						
豫備費	二五〇						
補助費	三五	〔農會補助〕	一五	教育會補助	三		
道路改修積立	四〇	〔軍人分會補助〕	三	青年會補助	五		

各種基本財産積立及運用の狀況左の如し  
 基本財産 は基本財産より生ずる収入、國縣稅  
 徴収交付金、戶籍手數料、不用品賣拂代等の  
 全部を總額五萬圓に達する(大正二十九)まで、  
 蓄積するの規定にして、現在六千八百四拾九  
 圓五拾七錢あり、株式會社瀧澤銀行(村内のも  
 持株を)へ年八朱の利子にて預入れあり。  
 罹災救助基金 大正四年より積立に著手し、基  
 金の利子(救助を要する)と一般村費より年々五  
 拾圓づゝ積立總額千圓に達せしむる規定にし  
 て、現在四百參拾四圓九拾壹錢あり、郵便貯

金と爲しあり。  
 小學校基本財産 小學校生徒の入退學、出生、  
 死亡、婚姻、紐解等の場合に貳拾錢以上を寄  
 附すること、及小學校實習地收入、小學校不  
 用品、糞尿賣拂代等の全部を蓄積すること、  
 し、現在壹萬六千九百九拾六圓貳拾九錢參厘あ  
 り。  
 育英基金 明治四十四年 皇太子殿下、行啓の  
 際本村へ侍從御差遣、村治御下問の光榮に浴  
 したるの記念として、毎年五拾圓づゝと、育  
 英基金より生ずる収入とを積立て、他日村治



に貢献すべき人物を該利子にて養成するの計畫にて未だ事業に著手せざるも、總額五千圓に達するまで積立つるの規定にして、現在千五圓拾壹錢あり、大正二十三年までに五千圓に達する見込みなり、而して此金は瀧澤銀行に預入しあり。

善行者表彰基金 善行者表彰の資に充つる爲、既往に於て積立たるものにして、現今千百九拾壹圓五拾錢の基金あり、此の利子の運用に依りて左の如き表彰を行へり。

功勞者、操行、業務勵精、公共、慈善等の事業、學生にして模範たるもの、孝子、義僕、節婦、發明等の功勞あるものには、村長校長區長及他の委員三名より成る、委員會の審査を経て、現存者には表彰状と目録(拾圓)故人には價格凡拾圓に當る佛具を贈る(本村は全部日蓮宗中の華嚴法華宗なり)

退職村長慰問、追弔、既往に於て、本村長たりしもの、現存者には、暑中及寒中の二回に毎回貳拾五錢内外の物品(菓子、砂)を携へ、村

長之を訪問し、又死亡したるものは毎年墓參し其の時墓前に「何年何月何日墓參源村長氏名」の塔婆を樹て、且亞で遺族の宅を訪問し凡五拾錢の物品を贈ることせり。

外に軍人保護會の事業として、同様一年一回戰死者の墓前に村長參向し「何年何月何日墓參源村軍人保護會長氏名」の塔婆を樹つることせり。

勸業基金積立 本年より年々五拾圓づゝ積立て勸業事業の基金に充つることせり。

道路改修豫備積立金 大正三年より毎年度四拾圓以上を積立つることせり、現在金百貳拾五圓貳拾四錢ありて、瀧澤銀行に預入しあり。

基本財産林 小學校基本財産林六町六段三畝二歩及村基本財産林三町三段二十五歩は全部植樹濟なり、又本村が内務省より選奨せられたるの記念として、他日國家に事あるの時立木代を國に獻納するの目的を以てしたる一段歩は植樹既に完成し居れり。

村及諸團體の事業及其概要

生産調査委員 各大字に一人づゝを置き(區長に)

各般の統計は米、麥作に就ては地圖を持參し主要箇所につき坪刈を行ひ、又其他の統計に就ては小票を持參して聞き取り記入し、何れも其の大字の調査を遂げ、町村役場に提出せしむるの方法を採り、諸般施設の基礎たるべき統計調査の完成を期せり。

巡回文庫 九部落の青年會事務所、各一函を備へ青年の讀物の改良と智識の向上に資せり又五日以内の貸本をも行へり、尙ほ小學校内に圖書館を設け、圖書を縦覽せしむ、現在九百三十六部、千八百八十冊の圖書あり、且つ年年村費五拾圓を支出して補充を爲せり。

「みなもと」の刊行 村治上村民に普及徹底を要する事項を蒐録し、毎月一回づゝ「みなもと」と題する印刷物を刊行し、全村民に頒布しつゝあり。

説示會及婦人會 説示會は毎年一回五箇所に於て、村民を會同せしめ、村長より村治其他に關し、校長より教育に關する説話を爲し、

又婦人會は各部落に於て村長校長又は講師を聘して、年一回以上之を開くこと、恰も岐阜縣下に於ける戸主會主婦會の如し。

納稅組合 村内を二十一組合に別ち、令書は組合の總代に纏めて配付し、總代は取纏めて、期日迄に納付し滞納更になし。

夜學校 恰も農業補習學校の如きものにして本村には補習學校なきも小學校の教員を利用し(二人月壹圓五拾錢)五箇月間の夜學を行ひ居れり

女子補習科 裁縫の技能に熟達せしむる爲、月俸拾四圓の教師を常設し、女子の爲に裁縫の補習教育を行ひ居れり。

産業獎勵 特に用途を定めざる獎勵費五拾八圓あり、之を以て隨時地方に必要な産業の獎勵に充て居れり。

農業董事 穀物検査員の村に駐在せるものに月手當貳圓の農業董事を囑託し置き、村の農事改良に従事せしめ居れり。

新嘗祭供穀 本村には指定神社なき爲、新嘗祭當日は校庭に祭壇を設け毎年交替に部落青年



會に囑託して耕作せしめたる新穀を供へ、村長祭典を行ひ其の年農事の奉告を爲し、且つ全村民を集合せしめ、辨當を與へ農事の啓發に資せり。

螟卵買上 を爲すときは縣費を以て半額を補助せらるゝを以て、螟蛾四羽に付壹厘、螟卵二箇に付壹厘の割を以て買上を行ひ居れり。

功勞者表彰 退職村長慰問追弔、戦死軍人追弔に就ては、基本財産積立の處に掲げたるを以て之を略す。

視察員派遣 村治教育産業等の参照事項を視察せしむる爲、教員、篤志者等を、他に派遣し調査せしむ。

村農會に於て行へる事業を一々説明するときは頗る長きに亙るを以て、左に項目のみを掲ぐ。

- 米麥作耕種標準指導地設置
- 麥酒用大麥採種圃設置
- 稻及麥作競技會
- 鹽水選及麥奴豫防の共同作業
- 蔬菜種子配付

宅地利用獎勵(本年は梅苗配付)

養豚組合獎勵

藁細工獎勵(多く作るものに賞金を與ふ)

紫雲英作付獎勵

堆肥組合の設置及改良堆肥増加の獎勵

堆肥品評會

小麥「ゴールデンメロン」共同販賣斡旋

肥料共同購入斡旋

講習會及講話會

農事視察並に指導

農事雇人表彰(村の印入の農服を與ふ)

印刷物配付

勞働日誌の普及

貯金獎勵(毎月拾錢以上の貯金を爲さしめ通帳を役場に保管す其集金を爲す小學兒童に學用品を與ふ)

青年會の事業に就ても左に項目のみを掲ぐ

- 講演會
- 稻立毛品評會
- 重要農産物品評會
- 運動會
- 導標建設

### 入營兵士餞別

概感 本村は内務省の選賞を受けたる、優良村なるを以て、詳細なる施設其の他の事項を掲ぐれば、他の参照となるべきもの多きも、前記大要に止め、茲に大體觀を述べれば、凡て自治體の本義に鑑み、名譽職の如きは、報酬尠くして熱心に其の職に盡し、又各種の基本金を蓄積して村百年の大計を樹立し、村の施設克く村民に徹底し、一面村民の資力富裕なることは、村内の樹林の伐採せられず而かも其間に新植を行ひ、且つ其手入の行届けるに徴するも判明すべく、隨て何處となく、溫和にして共同輯睦の實を擧げ居れり、一例を掲ぐれば道路の要所々々に石油の空箱に「道路に落ちて居る硝子や陶磁器のどの札を附したるものを配置しあるに其の中を窺へば必ず之を投入しありて、克く其揭示を守れるが如き、公德心に篤きの證となすべく、是等の事實を綜合せば、村當局が一意村の經濟、村の將來を顧慮するの熱誠と、有力者の深厚なる援助と、村民一般の服従と、克く協同して村治の發達を促せるもの、如し。

## ○産 業

### ◎西條村外一箇村(常永村)

組合農會 (山梨縣中巨原郡西條村)

本會の事業就中肥料の共同購入配合に就ては、會員の需用する大部分を斡旋せるの大事業なるを、又會員の耕作する粃種は六十六石、麥種は三十石の多きを村農會に依りて交換され、二箇年にして全村の品種更新の實を擧げ得るの施設を爲す等の事績あり、其の他の會務亦大に他の参照となるべきものあり、而も理事者の熱心親切なる一行の視察に便宜を與へられたきの依頼に對し農會概況と題する三十二頁の冊子を特に謄寫版に依りて準備せられ、其の内には同村の狀況をも詳細記述せられ、視察員の全部に頒たれたるを以て斯は各町村の一部づゝ行き互りたれば、茲に其詳細を反覆することを爲さず、左に豫算並に事業の大要を掲ぐ

収入

九五五〇八〇

七



會費	一八五六〇	會員負擔占有耕地一段に付四錢	種苗賣却	一〇〇六〇〇〇			
雜收入	八七四四八〇	基本金利息	寄付金	七五〇〇〇			
補助金	六三三〇〇〇	肥料賣却	農馬賣却	七五〇〇〇			
繰越金	三三〇〇〇	雜用品賣却	村補助	一〇〇〇〇〇			
支出	九五五〇八〇	縣農馬買入補助	郡補助	一〇〇〇〇〇			
事務所費	七三〇〇〇	郡農會補助					
會議費	二五〇〇	報酬	二〇〇〇〇	雜給	二五〇〇〇	需用費	七五〇〇
事業費	二九一〇〇〇	俸給	三六〇〇〇	旅費	一三〇〇〇	賞與	六〇〇〇
技術員費	二四〇〇〇	多收穫品評會	內買上代六十六石分	六六〇〇〇	同	三十五分	二六〇〇〇〇
品評會費	七九一〇〇〇	桑園改良費	四四〇〇〇				
米作改良	三三三〇〇〇	麥菜種及桑肥料配合費	六九四〇〇〇				
麥作改良	四四〇〇〇	害鳥蟲驅除	二五〇〇〇				
講習講話	四〇〇〇	試驗	五五〇〇				

農馬購入	七五〇〇〇〇
補助費	三三四五〇〇
負擔	三〇八〇〇
雜支出	一〇〇〇
基本財産造成	九二八〇
豫備費	二〇〇〇〇

大正七年度事業方法の主なるもの左の如し  
 技術員 月貳拾貳圓の技手一名常置あり、村内の農事啓發に従事せしむ、其服務規程中に質素なる洋服と草鞋を用ゆることを明記せるが如き、實際當業者に接觸して、指導の任に膺る者の好鑑とすべきなり。  
 會報刊行 西條村外一箇村組合役場と聯合して村の公報と會報とを合せて一冊子と爲し、毎月一回謄寫版を以て刊行し、各部落の十戸毎に設けたる組長に至るまで配付す。  
 米麥品種改良 村農會が委託して生産せしめたる粳及麥種子は、農會に買上げ、當業者より一割増にて出さしめたるものと交換し、農會

農馬十頭分	一八〇〇〇〇	堆肥舍六箇所	一八〇〇〇
農具	三〇〇〇	種苗購入	二〇〇〇
害蟲	二〇〇〇		

は交換に依りて、一割増に得たる粳又は麥を賣却して會の收入とす。  
 選種及麥奴豫防 期節に技術員出張して全部持寄りしめ、之を行ふ、鹽は農會より若干を給與す。  
 桑園の改良 一段歩の苗園を設け、伐出し及接木の兩法に依り、桑苗を育成し、市價より三割安位の價格にて、有償配付を爲す。  
 肥料配合 農家の希望を取纏め、配合原肥を充分掛合ひて購入し、縣の分析をも受け、地力及作物に適切なる配合肥料を農家に供給す、此の方法を實行する爲、農家は確實にして而も地力作物の種類に應はしきものを得ること



なれるを以て、大に之を歓迎し、本年にては  
麥作及菜種は肥料需要高の約八割、桑は五割  
の希望あるに至れり。

農馬購入 新に農馬を購入するものに對し、山  
梨縣は縣費を以て拾五圓を補助せらるゝを以  
て、本農會は之に參圓を補足し、拾八圓とし  
て當業者に交付し、肥料の供給増加と、畜力  
の利用を奨励しつつあり。

概感 本農會事業の内、品種改良、肥料配合、  
農馬買入(之を蕃殖にも利用する條件の下に)  
の三件は我が郡上郡にも應用を望まじきこと  
なりと思考す、尙既往事業の實蹟並其方法効  
果等を參考の爲め左に掲ぐ。

### ○既往に於ける事業の實蹟 並其方法効果

#### 米麥共同採種及び交換

年次	總數量	同上價額	使用段別	使用戸數
大正元年度	四、九〇〇	四、三三五	七、七六二	二、五
大正二年度	四、一五〇	四、三六四	一、三六〇〇	四、三

追々原種の提供を名譽とするもの、如く採種調査の場合  
は各耕作人は競ふて自己の耕地を採種地に選拔せられん  
とし追々案内者の數増加するに至れり。

#### 米種子採種田設置、交換

年次	總數量	價額	使用段別	同上戸數
大正四年度	三、六六〇	二、五九五	一、九三三	四、三
大正五年度	四、〇〇〇	四、九二〇	一、七四六	六、六
大正六年度	六、三六〇	八、五九三	三、〇四六	六、〇

附記 大正三年度迄は共同採種にして大正四年度より縣の補助  
を受け本事業を經營せり、管理、耕耘等に就ては縣下略  
ぼ一定の方式により之を爲すべきに付之れが記載の要な  
く唯本農會が従來の經驗より採種當時に之れを管理人よ  
り買收し播種期に至りて交換するを最も一般に普及する  
もの、如し其の交換の方法は曩に各部長を経て夫々申込  
を爲さしめ日割を定めて交換す、交換歩合は最初等量交  
換を爲したるも大正四年度より高砂を除く外總て一割増  
高砂種に付ては二割増、高砂種持参者にして同種を交換  
するものは一割増其他は等量交換す又右有償配付に付て  
は時價の一割増を以て採種田面積は縣の方針とし三年  
更新の目的を以て之を設置せしも年々交換希望者多數  
にして種子の不足を來すに至りたるを以て大正六年度よ  
り特に其の筋の認可を得て其面積を増加し即ち一町四段  
歩を經營せり尙大正七年度に於ては更に増加の見込を以  
て折角其筋に上申中なり。

大正三年度 四、一五〇 三、九〇〇 一、三六〇〇 四、三  
附記 明治三十八年より採種事業を開始せらるも大正元年度より  
記表せり而して大正四年度より縣補助採種田に變更せる  
を以て共同採種は大正三年度までとす

#### (ロ) 麥種子

年次	總數量	同上價額	使用段別	使用戸數
大正元年度	一、九五〇	一、四九二	五、三二〇	二、〇〇
大正二年度	三、二〇〇	一、八六三	六、〇〇〇	二、三
大正三年度	一、七六〇	七、九三〇	五、〇〇〇	三、五〇
大正四年度	一、九八〇	一、八五〇	五、五〇〇	三、〇〇
大正五年度	一、〇〇〇	七、七六〇	四、〇〇〇	三、四七
大正六年度	三、〇〇〇	二、八〇〇	八、〇〇〇	五、三

附記 麥種子共同採種は米種子と同様明治三十八年より實施せ  
るも大正元年度より記表せり而して其の方法は本縣優良  
の産地たる西山梨郡相川村(古府中麥の名稱あり)に就き  
同村農會の幹旋を受け本會役員出張買地に就き年々大小  
麥の原々種を選定し之れを村内農業熱心家に配付し之れ  
より生じたる麥作登熟期に方り部長各員と共に本會役員  
並に技術員同伴實地踏査を行ひ適當と認めたるものを原  
種用に買收すべき契約を結び以後雜草の拔取り異種の切  
取其他排水、刈取期、調製等技術員をして監督せしめ  
收穫の上は直ちに時價を以て買收す但採種人には管理手  
當として種子一俵(六斗入)に付五拾錢以内を支給す尙本  
事業の初めに方りては原種の提供を拒むものありたるも

#### 選種

##### 米種子(鹽水選)

年次	總數量	使用段別	使用戸數	總數量	使用段別	使用戸數
大正元年度	五、七五〇	一、八五〇〇〇	三、七	三、七五〇	七、七三〇	二、〇〇
大正二年度	六、五〇〇	二、二六〇〇〇	三、〇	三、〇八〇	八、〇〇〇	二、八〇
大正三年度	一、六三〇	四、三三〇〇〇	四、六	三、五〇〇	七、〇一〇	三、〇〇
大正四年度	九、七六〇	三、三三三〇〇	四、一	三、九三〇	八、七三〇	三、五〇
大正五年度	六、三七〇	三、三三三〇一	六、六	五、〇一〇	三、三〇〇	三、五〇
大正六年度	二、八七〇	三、七五〇〇〇	六、〇	三、六六〇	三、七〇〇	五、九

##### 麥種子麥奴豫防

附記 麥奴豫防の效果著大なるは本農會の事業中麥、麥露、麥圓  
配合肥料と共に直接會員の認むる處にて殆ど本組合内麥  
奴絶無の状態なり而して其の初に方りては會員其の效果  
は勿論種子の生死に疑念を容るゝものあり會々秋期早天  
連續し生口遲延せしことあり會員は既に疑を抱きつゝあ  
る折柄種子の死滅せしものと思ひ更に播種せしものあり







月次會 毎月一回(三部落に)組合員を集め(煎餅一  
つ、た)組合其他に關する講話を爲し、組合員  
の指導に励めつゝあること。

貯金委員 毎月分擔の各戸を巡回し、貯金を集  
め且つ貸金を整理し、組合員をして貯金の實  
行、貸付金の回収を怠らざらしむると、貯金  
奨励の方法として、貯金函を配布し置き、貯  
金委員が之を開けて廻りつゝあり最も良しと  
引換券の發行 組合に於て拾錢貳拾錢五拾錢壹  
圓等の引換券を發行し、其券引替に組合の取  
扱へる購買品を引渡し、又は其券を以て組合  
の貯金に受け入れ、現金との引換は爲さざる  
の仕組にして、組合員間の慶弔贈答には多く  
此引換券を利用しつゝあること。

組合員申合規約 明治四十一年一月以來左の如  
き申合規約を設け、之を實行し居ること。

西條信用購買組合員申合規約 (明治四十  
一年一月)

第一條 本組合員は各自其業務に勉勵し分度を守り遊惰驕傲  
の所爲ある可からざること。

第二條 本組合員にして博奕を爲し酒色に溺れ其他組合員の

第七條 贈與を受けたる組合員は組合の代表者に對し謝辭を  
述ぶるの外一切の配り物等を爲さざること。

善行者表彰規定 明治四十三年三月以來左の如  
き規定を設け組合員の美德涵養に努め居ると  
西條信用購買組合善行者表彰規定

(明治四十三年三月)

第一條 本組合は組合員中左の各號の一に該當する者を善行  
者とし公會の席上に於て之を表彰す

一、本組合に對し功勞あるもの

二、三箇年以上毎年最多額の貯金を爲し又は十回以上貸付  
金返済の期日を過らず完済したるもの

三、端正業務に勉勵し衆人の模範たるに足るべきもの  
四、一家能く和睦一致して子女の教養を爲し家産を増殖し  
たるもの

五、自治其の他公共の事業に盡瘁し功績顯著なるもの

第二條 表彰すべき人員は一回四名以内とし本組合總會に於  
て選舉を以て之を定む選舉は役員會の決定せる各區二名づ  
つの候補者中より一名宛聯記したる無記名投票に依り之を  
行ひ出席總組合員の半數以上の投票を得たるものを以て當  
選者とす

得票同數なるものあるときは組合長之を決定す  
投票効力の有無其の他の疑義に關しては一般選舉法に準據  
す

體面を損ふ所爲あるときは隣佑組合員は之を訓諭し善導す  
るの責あるものとす

第三條 本組合員屢々前條の訓諭を受け尙ほ改悛の狀あらざ  
るときは本組合定款に關せず本組合より脱退せしめらるゝ  
ものとす

第四條 本組合員は共存の情義に基き左に掲ぐる區別に従ひ  
慶事は共に喜び凶事は共に憂ふるの情を表する爲金品を贈  
るものとす

一、組合員若は其家族の妻又は養子を迎へたるときは金壹  
圓

二、組合員若は其家族に出生ありたるときは金參拾錢配入  
したる貯金通帳

三、組合員若は其家族の軍人として現役入營者あるときは  
金壹圓

四、組合員若は其配遇者の死亡したるときは金參圓

五、組合員の家族及學校教員役場吏員等の死亡したるとき  
は金壹圓

六、本組合員の火災に罹りたるときは其狀況に依り金參圓  
以下

第五條 前條の場合には組合役員本組合を代表して之れを贈り  
又葬儀には會葬するものとす

第六條 第四條の金圓は便宜上本組合に於て一時之を立替へ  
置き毎年通常總會の節各自の出資口數に應じ出金するもの  
とす

第三條 選舉に當選したる善行者には文書を以て善行を表彰  
すると共に記念として價格金參圓以内の物品を贈呈し又は  
資金の貸付を爲す場合は其年度を限り其利率の二割を減免  
するものとす

第四條 特別の事由ある場合は組合員以外の本村(大字西條)  
居住者にも亦本規定を準用する事を得

### ◎蠶業試驗場 (東京府豊多摩郡杉並村)

國立蠶業試驗場は、蠶絲業に關する試験研究の機關として、  
世界第一と稱せられ、桑樹、生理、病理、製絲、化學の五部  
及全國に六支場を置かれ、根本的研究を遂げ、新業啓  
發の基礎を作らるる所、今回の視察旅行中五月一日早朝より  
午後五時に至る全一日を、同場に暮したるも尙ほ聴かんご欲  
するもの多く、日足らざるの感あり、同場の全部を視察する  
能はざりしも左に聽取たる概要を掲ぐ。

### 桑

立通桑の將來に就て 立通桑は將來に於て、漸次  
減少するの運命となるべし、立通桑を用ひたる  
繭絲は彈力性に富む云々との説あるも、製絲家  
が繭を买入るゝに當りては、之を區分すること  
なかるべし、本場及六箇所の支場に於て、高木



と刈桑とに就き比較したるに、高木桑は繭層稍薄く日數一、二日遅し、稚蠶期に宜しきも壯蠶期には宜しからず、且つ絲量少し、故に假令彈力性に富むとするも、蠶業家の利益上刈桑を推すの要あるべし、又勞力問題の關係より視るときは一人一日凡二十貫目乃至二十五貫目を取入れ得るに過ぎざる立通桑は、勞銀の漸騰する今日絲質問題よりも、寧ろ勞銀の將來に鑑み、敢て現在する立通桑を掘起すには及ばず又地形上立通桑を必要とする所は格別なるも、假令春蠶用の桑園たりとも刈桑を仕立つるを以て方針とせざる可からず、又現在の立通桑も老衰木は剪枝手入を行ひ取入るに便なる様に改良するに勗むべきなり。

桑の仕立及採取方に就て 普通刈桑は六月に於て枝條の全部を伐採するを以て、根と幹との權衡を失し、萎縮病に罹り易きの缺點あるを以て、春蠶に收葉するとき若干の葉を付け置くを可とす、故に春期發芽前に枝條の三分の一丈けを下より一尺位殘して伐採り、他の三分の二は春蠶

のとき根元より伐採すべし、次に三分の一残りたるものより發芽伸長したるものを秋蠶のとき採取すべし、然るときは春蠶用とすべき三分の二の方も發芽宜しく、又其伐採後に於て秋蠶用とすべき三分の一の方も發芽宜しきを以て、共に收葉量多く、且つ樹勢を傷ふことなしと、翌即ち二年目のときも前年春發芽前に伐採したる三分の一の方を又發芽前伐採し、他の三分の二のものは春蠶用とし、三分の一のものは秋蠶用とするとすれば、樹齡を永くするを得べし、尤も一面より考へ短き間に多く收葉するを可とするの説なきにあらず、尙ほ別法としては六尺に三尺位の間隔即ち一段六百本位に植付け二幹式に仕立て、一幹は春季發芽前に伐採して之を夏秋蠶用とし、他の一幹は春蠶期に伐採して之を春蠶の飼育に供用し、翌年は前年春蠶期に伐採したるものを春季發芽前に伐採して之を夏秋蠶の飼育に供用し、前年夏秋蠶の飼育に用いたる幹より發生したるものは之を春蠶期に伐採する如くし、各一年交代とせば可なるべし。

夏秋蠶専用桑園は根刈仕立理株式とし五尺に三尺の一段七百二十本位を可とす、而して株は地下五寸位に作ることに注意すべし、春より秋に至るまでは、根元に土をかけぬ様にすべし、寒中は梢を束ねて根を土にて覆ひ埋株を行ひ雪解後に根元の土を除くべし。

次に今回觀察せしにはあらざるも此の事に關聯せるを以て桑樹二幹式仕立方に付き山形縣農事試驗場に於ける試験の結果及之が仕立に關し注意すべき點を左に摘録す。

- 二幹式仕立の有利と認むべき點
- 一、桑樹の生理上被害少く且つ夏季の利用多ければ收葉多量なり
  - 二、伐採の際枝幹と根との均衡に激變なければ萎縮病少し
  - 三、枝條の輪伐をなせば日光及空氣の透過宜しく葉質可良なり
  - 四、前年春刈せしものは翌年春蠶用となる枝條強堅にして寒枯少く收葉に便なり
  - 五、春刈枝條の多少により春蠶用桑葉を多からしめ或は秋蠶用桑葉を多からしむる便あり

二幹式仕立方の注意

- 一、二幹の股上げ成るべく長きを可とす
- 二、株の高は中刈又は高刈にして、二幹の高さ平等なるを可

とす

- 三、二幹の方向は東西を可とす
- 四、品質可良葉質春秋蠶に適するものを選びべし
- 五、但寒地にありては殊に樹質強堅なるものを選定すべし
- 五、株の高さにより三幹若しくは四幹とす場合あり
- 六、普通根刈仕立を本仕立に變更せんすれば一株中太き二條を目的の長さに春刈し置き、他の枝條を春蠶期に株際より伐採し、翌年より交互刈を行ふ、又老木改良に應用せん

と欲せば、其一部を春切し、他の一部を夏刈すべし

桑の品種に就て 桑の早中晩の割合に付ては早四割、中六割とし、晩は必要なかるべし、何となれば天然飼育を爲せる時代と異り、温暖育となし、飼育日數短縮せるを以て、晩種の必要なきに至りしなり。

又九紋龍、十文字桑の如きは、一日も早く蠶業界より驅逐し、地方適當なる桑を選びて栽植すべきなり、而して地方に適切なるものは其地方地方に依りて異なるものなれば、其材の最も多き桑園と土質を均しくする土地に就き一種に付凡十株位づつ、試植し、優良なるものを選定するを可とす、其選定の爲試植すべきもの凡左の如



尚ほ此外に地方の在來種を比較の爲、植ゆるの要あるは勿論とす。

品 種 名	苗 木 販 買 者
改良 十文字 早生	東京府北多摩郡砂川村 吉澤 正司
伊豆 早生	兵庫縣養父郡廣谷村 小野山眞一郎
× 露 國 野 桑	群馬縣勢多郡富士見村 古屋清太郎
× 甘 樂 桑	群馬縣甘樂郡富岡町 萩野千代吉
× 早 撰	山梨縣東八代郡相興村中尾 早川丈太郎
× 清 十郎	愛知縣稻澤町 石黒 嘉一
× 矢 留	秋田縣仙北郡花館村 三浦 友吉
藤 助	岐阜縣加茂郡下米田村今 長谷川喜十郎
× 改良赤芽魯桑	熊本縣飽託郡大江村 長野 忠治
× 強 兵	群馬縣勢多郡桂萱村上泉 宮川安太郎

位空け置きて、其の點を縛り貯桑室中に立て置き、早きものより順次使用すること、せしに便宜なりと。

桑の肥料に就て 桑樹の肥料は主として堆肥を用ゆるを以て最も適當なりとす。

蠶業試験場に於ては一段歩に付、堆肥四百貫、豆粕十八貫、二十過燐酸三貫目<sup>(十六燐酸)</sup>、人糞百八十貫<sup>(十荷)</sup>、<sup>(硫酸安母尼亞を代用)</sup>を使用し居れり。今之等肥料の三要素成分を算出すれば窒素四貫六百六匁、燐酸二貫二百三十二匁、加里二貫八百四十六匁を含有す。

桑と蠶蛆の關係に就て 蠶蛆は素より桑に産卵すること多きも他の植物にも産卵すること多く試験場の調査に依れば産卵の標本を採取したる植物二十種ありハンノキ、クワ、カヘデ等を始め笹にも産卵するものを採取しありたり。

蠶蛆は蚜蟲の分泌せる甘味を好み、雌は桑樹其の他の植物に來りて産卵するも雄は桑園には來らざるものゝ如しと。

桑樹の凍害に關する調査及試験 本郡に於ける桑

備考 ×印の品種は夏秋兼用とする可なり

尚ほ同時に仕立方に付ても試験するを可とすべし、又信州の伐出しと稱する桑苗は同地方に於て萎縮病に罹り、已むなく伐採したるものを用ひて、仕立たる苗多きを以て、斯の如きものを購入せざる様注意を要す。

實生苗を其儘密植桑園と爲す向多きも、斯は採るべき方法にあらず、何となれば實生苗は葉薄く收穫少なきものにして、苗代金を若干減少し得べきも、桑樹の一代に得る所、比較にならざる程少きを以て、苗代金に拘泥して收穫を無視するが如きことあるべからず。

夏秋兼用桑の摘採に當り、銀杏摘にするの必要なきは勿論なり、又枝條の上部若干の葉を残し置くは桑樹の爲に利益なり。

桑の貯藏法に就て 貯桑室を蠶室の下に設くるは濕氣の關係上避け得るならば之を避くるを得策とす。

桑を貯ふるに簀に巻くこと即ち長さ一間に幅五尺位のものに桑葉四貫目を横げ、中心丈一尺拔萃して掲ぐ。

本支場に於て調査試験せられし成績を得たれば拔萃して掲ぐ。

凍害桑園調査

一、凍害前の天候

中央氣象臺發刊の全國天氣圖に依れば大正五年五月七日午前六時示度七百四十兆なる低氣壓は日本海中部に位し示度七百六十四兆の二個の高氣壓は一は四方北支那に一つは東方本洲東海岸の沖合に存し滿洲朝鮮東北地方及び北海道は多く曇天にして概ね疾風暴風吹き本邦中部及び西は概して雨天にして西又は南西の疾風暴風を伴へり翌八日には低氣壓の示度二兆下降し漸く北海道の西端に達するに及び東海岸の高氣壓は遠く太平洋上へ逸走し北支那にありし高氣壓は南下して揚子江附近に至れるを以て滿洲朝鮮及本邦は東北の一部及北海道を除く外天氣漸く恢復し晴期となりたるも風は依然として止まず俄かに寒冷を催せり九日午前六時低氣壓樺太に達するや高氣壓は益々其の勢力を東方に擴張し來り各地一般に晴天となり全國氣壓の配置前記の如くなりしを以て信州の高原は七日の如きは終日南東の暴風雨にして寒冷を感ずること甚だしく遂に翌八日には西方一帯の山嶽には降雪あり西筑摩郡開田村の如きは積雪寸餘に達せり加ふるに南又は南西の風吹き荒



み益々気温下降し午後四時頃一時北西風に變ぜしも亦暫時にして南西風に復し日没と共に氣界靜謐となり気温は益々下降したり今百葉箱中の自記寒暖計に據れば同日午後十二時攝氏零度に下降し翌九日午前二時水點下二度一分に同四時三度に同五時三度一分に冷却し遂に凍害を見るに至れり

二、桑樹の品種と凍害との關係

凍害當時桑樹早中晩の發芽状況を松本支場桑園に徴するに早生桑は概して發芽開葉し稀には葉數二、三を算し葉長亦七八分稀には一寸内外に伸長したるものあり中生桑は又既に脱苞し燕口より第一開葉をなさんとするもの多く晩生桑は脱苞の初期若くは燕口に近き状態に存せり

今輕微なる凍害地に於て之を見るに多胡早生、相模早生等の早生桑は全芽概ね枯死したるに反し鼠返、十文字、四目の如き晩生桑に於ては幼芽は或は枯死し或は被害輕微にして其の被害輕きは直ちに恢復すべき状態にあるを認め中生桑は前兩者の中間に存せるを見る此の事實は至る所に於て認めたるも特に被害激甚と稱せらる、北安曇郡七貴村就中同郡會染村に於て十文字、鼠返、四目等の被害は其好例なり次に品種の相異により被害程度に差あるや否やを見るに元來長野縣の如き寒冷なる土地に於ては暖氣一時に來るを以て早中晩による發芽の遲速は暖地に於ける如く著しからず殊に凍害當時松本市に於ける小牧と鼠返とは其の發芽状態に於て左程の差異なかりしなり然るに其の害小牧に於て重く鼠返に於て輕きこと寧ろ前項早中晩の區別より來る被害程度の差異より一層大なる

村、中川手村及更級郡八幡村附近の山麓地方に於て見し所なり

次に土地傾斜の方向と凍害との關係に就ては種々の説行はるる雖も之を今回の例に徴するに各種の場合ありて殆んど一律に論ず可からず例へば之を松本平に見るに東筑摩郡川手方面は西方に傾斜したる所に於て被害を免れ東筑摩郡中山村地方は南に傾斜したる所にして免れ、東筑摩郡片丘村の一部北方に傾斜したる所にして免れたり、又之を善光寺平に見るに上高井郡須坂小布施地方は一般に西方に傾き更級郡川柳村地方は東方に傾き稻荷山八幡村附近は北に傾きたり雖も傾斜せる桑園は何れも其害を免れたり之を小縣谷に見るも佐久平に見るも何れも然り、而して東筑摩郡生坂村地方の如きは南方に傾きたる所にして一般に被害せるあり或は北方に傾きて被害せるあり之を要するに傾斜の方向と凍害との關係は一定せざるもの、如し而して窪地に於ける被害の激甚なる事は各地同一にして聊かの差異あるを見ず

五、土質と凍害との關係

長野縣東筑摩郡松本村俗稱古川桑園内に於ては石礫多き所被害激甚にして幼芽殆んど枯死したるも同區内壤土地にては幾分輕微なり然るに南安曇郡有明村の所謂歩桑園にては全然之に反せり故に礫の有無及多少に依る被害の程度は明かならず又重粘土地は被害一般に輕く輕鬆なる壤土地、砂地殊に腐植質は重きが如し

六、肥料と凍害との關係

を見たり又同一中生桑にても魯桑、佐市、菊葉は魯桑實生、青軸、九紋龍に比し其害輕し此事實は北安曇郡會染村に於て特に顯著なりき以上の點よりして之を見れば凍害の程度は桑樹の早中晩の差異によりて差あると共に品種の相異によりても亦差あるものと云ふ可し

三、桑樹仕立法と凍害との關係

長野縣東筑摩郡壽村字小池、岡田村、本郷村等に於ては一般に根刈仕立は被害最も重く中刈稍や輕く喬木仕立は其害最も輕し又夏秋釐用の春刈仕立は春蠶用桑に比し幼芽の被害激甚なりし之を要するに被害は桑樹の高き程其の程度輕きが如し

四、地形及び地勢と凍害との關係

凍害の多少と傾斜地との關係は之亦頗る密接なるもの、如し即ち土地の傾斜極めて緩漫にして平坦に近き時は其被害大なるも其傾斜の度加はるに従ひ漸次其害を遞減し或る高度に達すれば全く被害を免る、ことあり而して傾斜地と平坦地との相接する場合に於て傾斜二十度乃至三十度内外の場合には平坦地は全部被害せるも傾斜地は概ね被害を免れたり又傾斜二十度以内の箇所は兩者の相接する場所を境界として一方は被害し他方は無害なるあり或は稍や趣を異にせるものありて一定せず又傾斜角度四十度以上の急勾配にして高さ三百尺以上の山の麓に連る平坦地に於ては無害區域は傾斜地のみならず平坦地に及び其の距離山麓を去る約三、四間に及ぶ而して傾斜急にして且山の高さ加はるに従ひ山麓平坦地の無害區域は益々擴大せらるるの傾向あり以上の如き現象は東筑摩郡東川手

長野縣更級郡に於て從來會て被害せざる桑園にして本年始めて而かも激甚に被害せるものあるを聞き、就て調査せしに發育極めて悉しく聞く處によれば栽培者換はれる爲め昨年は更に施肥せずと之に反し其の隣地なる從來凍害を受けし桑園にして本年凍害を蒙らざるものあり其云ふ所に依れば非常に多量に施肥せりと聞けり其他南安曇郡高家村、梓村、北安曇郡七貴村字萩原及各地に於て此の實例を認めたり由是觀之施肥量多くして桑園の旺盛なる發育を遂げたるものは被害程度輕く之に反し施肥量特に少きか又は全く施肥せざるものは其被害激甚なる場合多きが如し

七、間作と凍害との關係

間作物種類は葱、馬鈴薯、菘、麥の四種を算したるも大麥及小麥は其主なるものなり而して其被害状態は間作の行はれたるもの程其被害程度大なる傾向を有せり殊に除草を怠り雜草多き地は被害程度特に著しきを見たり長野縣東筑摩郡岡田村字神澤及片丘村字北内田に於て小麥の間作をなしたるものは其然らざるものに比し被害程度重く又同郡壽村字白姫地積に於て全く除草を怠りたるものは其害極めて激甚なりしが如きは其の好例なりとす

八、耕耘と凍害との關係

長野縣東筑摩郡壽村字下黒瀬に於て平地より約三四百尺の高地にありし桑園は全部無害なるに反し只其地區内一筆のみの桑園は凍害前日耕耘をなしたる爲め激甚なる害を被れるを認めたり其他上高井郡須坂町附近岡小布施村附近埴科郡戸倉村



附近に於ても其例多し又同村宇白姫及南安曇郡高家村、梓村東穂高村にては夏秋蠶用春刈桑園を凍害敷日前新芽に對し寒氣を遮蔽する機株に土寄せしたるものは平耕或は之を行はざるものに比し其害輕かりしを認めたり又同縣上高井郡須坂町附近特に高畑地方及埴科郡戸倉附近にては春蠶用桑園にして株を地中に没するが如く土寄せしたるものは然らざるものに比し其害比較的輕微なりし實例多きを認めたり

#### 九、收葉と凍害との關係

長野縣東筑摩郡善村宇白姫及下黒瀬に於て春蠶用桑にして前年夏季及び秋季に摘葉を繼續せるもの並に夏秋蠶用を本年更に春蠶用に變更せしもの又は殊に亂採を行ひ樹勢の衰弱なる状態にあるものは其の被害激甚なりしを認めたり、而して斯る實例は各所に多かりき

#### 十、凍害豫防方法

凍害前夜遅くは紙張を以て間接に桑園の上方を覆蓋し或は藁、新聞紙の類を以て直接桑樹を包被したるものあり或は普通燻烟法撤水法を行ひたるものあり中には兩様の豫防方法を併用したるものあり、而して之等豫防法を施したる結果を見るに全く之が爲め其の害を免れたるものあり或は被害輕微なるものあり或は全く其害を免れずして何等豫防を施さざるものと擇ばざるものあり今之等につき其好例を掲げんに埴科郡立農蠶學校、同郡蠶種同業組合及長野縣立第二原蠶種製造所は紙張を以て一小部の桑園を被覆し其内部に火氣を加へたるものは全く其の害を免れたるも其火氣を用ひざりしも

に約一升五合の乾燥せる粗糠を配置し、一方豫め點火したる「タドン」を茲に運致し如上粗糠中に其の一箇宛を埋没したるに忽ち白烟園内に響き其の白烟と温氣とは翌朝七時に至るも全く去らず九時に至り尙消えざるものありて之が爲め附近一帶の桑園何れも被害せらるに拘らず獨り此の桑園に限り被害を蒙らざるを得たりと尙ほ此豫防に費消したる時間は二人にして三十分を要し費用は粗糠を除けば「タドン」料は一株壹厘(時價三箇壹錢の割)に相當せりと云ふ

#### 凍害を受けたる桑樹の善後策に關する試験成績を綜合すれば大略次の如し

- 一、凍害を受けし桑樹は被害程度の如何に不拘被害後其枝條を伐採して夏秋蠶又は秋蠶期一回以上摘葉するを以て最も有益なりとす
- 二、強ひて春蠶を飼育せんとせば桑葉の成熟を促し硬軟の度を均一ならしむる目的を以て被害後三日目頃枝條長の三分の一を伐採するを可とす
- 三、春蠶用被害桑樹には刺戟劑として適量の硫酸鐵、沃度加里、硫酸滿脛を施すは效果あり
- 四、被害桑樹に對し搔芽法を行ふは勞多くして效果なし
- 五、被害桑樹に對し再發芽促進の目的を以て施肥するも之が爲發芽は促進せられざるのみならず反て遅延せしむることあり

のは差したる効果を見ざりき而して埴科郡同業組合に於ける調査によれば紙張を以て一段歩を被覆するに要する設備費九拾六圓なりと、又當支場及第二原蠶種製造所並に一代雜種普及園及其他縣内實業者に於て藁、新聞紙、藁等を以て直接桑樹を被包したるもの及單に從來の方法により燻烟法を行ひたるもの皆總て効果を認めざりき撤水法も亦長野縣東筑摩郡島内村其他に於て實行したるものあるも却て其害を大ならしめたり而して西筑摩郡開田村に於ては毎年初霜の害を免る、爲めに燻烟法を實行するの慣例あり今年晩霜に際し同郡善妻村に於て燻烟法を實行し爲めに桑樹の凍害を免れたり

由是觀之平地に於ける燻烟は其の效極めて微弱なれども山間谿谷の地に於て行ふものは其効果を認め得べし以上の如く諸種の豫防法中效果ありしものは極めて少く其多くは直接効果を奏せざりき、然れども其後に於ける再發芽状態を觀察するに前記の豫防法を行ひたるものは其の然らざるものに比し爾後の回復状態何れも皆極めて良好なるの實例は到る處に就き之を見たり

更に凍害豫防上特筆すべきものあり其は東筑摩郡島内村小原虎吉氏は最も輕便簡易なる燻烟法によりて全然凍害を免れたるものにあり今氏の實行方法につき述べんに右豫防法を施せる桑園は氏の邸宅の西南方近距離にある小牧畑にして其歩數約百坪株數段當二千四百即ち畦間三尺株間一尺五寸の密植園にして東北方の一部は同家土蔵の爲め閉塞さる、も其他は開放して開露なり氏此桑園に對し前夜十二時を期し隔畦二株目毎

#### 蠶種

白繭の細絲を目的とせる良交雜種 は左の組合せを以て適當とすべし。

- 國蠶支四號と同五號(即ち支支交雜にして二、六デニール位のもの) 又他の掛合にては
- 國蠶日一號と國蠶支三號 (同 二、八位)
- 同 一號と同 四號 (同 二、九位)
- 同 四號と同 三號 (同 少しく細し)
- 同 四號と同 十一號 (同 )
- 國蠶歐三號と同 三號 (同 二、七位)
- 同 三號と同 四號
- 黃繭の適切なる組合 は左の種類を可とすべし。
- 國蠶歐七號と國蠶支十二號 繭質宜しきも○印の分は原蠶の飼育困難なり但
- 同 五號と同 七號 一代交雜とすれば飼育容易なり
- 同 六號と同 七號 此掛合せは推奨すべきも

秋蠶種の一交代雜種 は黒種の方かならん、尤も寒地にては一化性と二化性の掛合せも可なるべし、又秋蠶種の適當なる掛合せは、



二化性國蠶日一〇七號と一化性支九號

同 一〇七號と同三號

可なるべし、尤も支三號は原蠶の飼育稍や困難なりと。

蠶種の冷蔵温度 は華氏三十二度以上同四十度以下を可とす、風穴等にて餘りに温度下るときは卵の死するものを生ず、隨て死せざる卵も幾分生理的の障害あるべし。

交雜種と玉繭の關係 日支一代交雜種は玉繭多きを唱へらるゝが、試験場より配付したるもの、成績を調査するに普通一割二分なりと、元來日本種は玉を多く作る性質を有するを以て、之を豫防するには上簇法を改良するに在り、蠶を老熟せしめざることも其一法たるべし、玉繭を少くするには歐三號と支三號、又は支四號の交雜種を用ゆるを可とすべし。

黄白の優劣に就て は單に繭質のみを比較すれば絲量の多き點に於て黃繭優れりと雖も、需用の關係に依りて支配さるゝものなれば、經濟上黄白の優劣を區分するは困難なり。

經濟上得策なりとす、尤も改めたる當時は暫く工程進まざるは勿論なるも、前掲の調査と同時に答へたるものは工程の進歩一割五分乃至三割にして、平均二割の回答を得たり、又品位は同時の調査に於て、同一なりと答へたるもの五割向上せりと答へたるもの四割、著手したる後日淺きを以て不明なりと答へたるもの一割ありたりと、之を以て視るも多少品位の向上せるを知るべく。品位落ちたりと答へたるものは一もあらざりしと。

◎伊那生絲販賣組合に就て

製絲企業組織は如何にするを以て、最も適當なりとするやに就ては種々の議論あるべしと雖も、近時養蠶家の共同經營を以て、相當の成績を挙げつゝある、長野縣下、上下伊那郡を區域とせる、龍水社及其所屬の二十六生絲販賣組合の施設は大に參照となるべきものあり、依て之れが實地視察の概要を左に掲ぐ。

沈繰に就て 上一格より五、六拾圓以上高き生絲の製造は必ず沈繰を行ふを可とす。

上一格のものは若煮として、絲歩を多くする(層になるべき分ま)にあるを以て、沈煮を困難とすべ(物)で生絲とする)に於て、沈煮を困難とすべ(層)きも、絲歩には畢竟品位の伴ふものなれば、上一格以上のものにありては、浮煮とするも沈煮とするも絲歩は同一なり、全國に於て沈煮を實行せる三百二十四の工場六萬釜の成績を照會調査したるに

絲歩同一なりと答へたるもの五割  
沈煮の方絲歩増すと云ふもの二割

沈煮は絲歩切れると答へたるもの三割  
ありたりと之を綜合すれば、絲歩は略同一なりと云ふを得べし、次に工程は沈煮とする爲煮繭分業とし、工女四、五十人に付一人の煮方を要し而も其煮方は給金高きを以て工女五十人に付約二人分の費用を要すべきも、浮繰に比し解紵宜しき爲、平均工程二割を進め得るを以て、製絲

伊那富生絲販賣組合

(長野縣上伊那郡上伊那富村)

組織 伊那富村(北大出)の養蠶家五百二十七人を以て組合員とし、出資貳拾圓を一口とし、八百六十八口の出資あり、釜數七十三を有せり。

目的 組合員の生産したる繭を加工して生絲となり、且つ之を聯合會たる龍水社に依りて、共同販賣を爲すに在りて、其の

方法 は組合員は出資一口に付繭(春夏秋の何れか)二十貫乃至二十五貫を提供して組合の製絲場に製絲を託するの責任を負ひ、又は其の以上を生産したる繭を託せんとするときは挽賣として、賣上げ高の百分の十八を支拂ふものとす(即ち此受ける能はず)故に責任外の繭を生産したるものは繭の儘他に販賣する向多し、之れ組合立製絲場の能力關係にて已むを得ざる所なり。

組合工場は既往に於て創立せしものは一釜當り凡參百圓位なりしも、本年にては四百圓位を要するならんと、又組合立製絲場の工女は多くは



組合員の子女にして通勤するもの多し、又工女一日の功程は現今の春挽に於て一日百十匁平均となり、給料は食費の外賞罰を合せたるもの百匁に付約四拾錢に當れりと。

組合と組合員の取引は繭を提供するとき一口に付四百匁を徴し置き、優等工女をして内二百匁の口挽を爲さしめ、絲量(時間)を定め尙ほ他の一人をして二百匁の繰絲を爲さしめ、等量ときは其の量に依り、一致せざるときは其平均に依り、絲量率を決定して、之に依り繭價を定む而して之を定むるには組合員より選出したる組合の理事者のみにて決定す、繭を引渡したるとき、代金の内渡を欲するものには、凡八掛け位まで日歩貳錢五厘の金利を徴して假渡を爲し、生絲販賣後に於て精算を爲す、精算後に於て代金を受領せず組合に貸し置くものには、日歩貳錢五厘の金利を付して預り置くこととせり。生絲を販賣したる代金は、龍水社より春挽を了りたるとき、春繭を了りたるとき、冬挽を了りたるとき、の三回に區切り交付するを以て組合

も其の時に計算せり。組合は一切の費用として、賣上げ高の百分の十八を控除し、剩餘金は積立金の外之を出資に六朱を他は販賣高に配當す、尤も責任額以上の繭を提供したる分に就ては特別配當を爲さず。

事業の状況 組合は龍水社内全部十四中を目的とし、春繭は七月上旬より著手、夏秋を通じて十二月二十七日、八日頃終了し、春挽は二月中旬より著手し五月十五日乃至二十日に終了せり。組合の設立せらるゝ以前は養蠶家は繭を製絲家に販賣するに止まりしが、現今は小製絲家は殆んど之れ無きに至れり、然れども大製絲家多き地方なるを以て、上下伊那を通じて組合に依る製絲は未だ繭産額の半に至らず。

事業上注意すべきは、組合員の飼養する蠶種の種類を一定するにありて、各種混雜し居るときは經營上困難尠ならずと、蓋し斯は單に組合に限らず製絲場として共通の希望なるべし。組合設置区域内の養蠶家は概ね七分通り、組合に加入し居れりと。

### 龍水社 (長野縣上伊那郡赤穂村)

組織 長野縣下上伊那下伊那兩郡を以て區域とし區域内の生絲販賣組合二十六箇の聯合會にして出資一口の金額は貳百圓とし、所屬販賣組合は十釜に付一口(十釜未満は四拾五入とす)の割合を以て加入し加入の初年に五拾圓、二年目に五拾圓を拂込、其後は剩餘金拂込の外聯合會の必要に應じ、順次拂込を爲すものとす、現今所屬組合の釜數は千五百に達せり。

目的 所屬販賣組合に於て、生産せる生絲を長手の儘持寄り、捻絲以後の作業を加へて、之を共同販賣するにありて、之れが

事業の方法 は聯合會の負擔を以て、各組合(近き町遠きは二里半)より、其の生産に係る生絲を聯合會に差出さしめ、左の順序に依り、販賣迄の事務を取扱ふ。

- 一通帳に對照し長手の儘之を受領す(通箱は凡二百把入とす)
- 二節の肉眼検査を行ふ
- 三捻絲(一日一人の功程平均七百本、早きものは九百本)給料は技術等に依り八分を月給とし二分を功程給とす

四計量(捻絲したるものを計量して)

五品位區分(色澤手觸りに依り三等に區分す所屬組合は之に異議を述ぶることなし)

六括造

七荷造

八横濱に送り販賣す

特別検査 百本の内一本の割合を以て、販賣組合より送り來れる生産品の内より抽出し、特別検査を行ふ、其の順序左の如し。

- 一、長手のものを小枠に採り切斷を検査す
- 二、更に之を検類器に採り類節を検査す
- 三、一本に付五回の織度検査を行ふ

此の特別検査は最も嚴重に之を行ひ、且つ賞罰の金高を重くし、各組合間に處罰を恐れしめ、精良なる製品を得んことを努めしむ、尙ほ最も優秀なる組合へは、優勝旗を毎半月毎に授與(十五日後に返す)す。

販賣の方法 は出來上るに際ひ、成行賣を行ひ、其の時の相場にて仕切ることとせり、偶昨年は一上より百五拾圓高の先約賣を爲し、却て約參萬圓の損失(成行賣を爲したるを比較上損失)を爲したるを以て、爾



來従前の通り成行賣を實行し居れり、而して之を決定するは社長と五人の理事との協定に依ることとせり。

費用 は賣上金高の千分の十八を控除し之を以て運搬費を初め一切の費用を辨じ利益金は定款に依り處分せり、大正六年の賣上高は一萬八千六百九十一貫五百十八匁にして、其價格百六拾萬千貳百四拾貳圓九拾九錢に達し、純益金壹萬千七圓九拾八錢五厘を得、之を左の如く分配せり

四千百貳拾八圓 準備金(四分の一五)  
四百貳拾六圓 配當金(出資に對する年六朱の割)  
五千四百六拾四圓拾五錢參厘 特別配當金(生絲代壹圓に付參錢五厘)

九百八拾九圓八拾參錢貳厘 特別積立金

概感 本社は大正三年五月の創立にして、當時は所屬組合五箇に過ぎざりしも、同年中七組合となり大正四年には九組合、五年に十三組合、六年に二十五組合、本年は既に二十七組合に達し漸次加入組合を増加するの實績を擧ぐるを觀れば、本企業の同地方に適切なるものたるを證す

り、斯かる場合に或る商人が組合を妨げる目的を以て或る數人のものを殊更高價に買ふと言ふが如きことあらば忽ち組合は駄目なりと言ふことになり易し、如斯事情あるが故に製絲業の經營上生絲の共同販賣と言ふことも亦決して容易なるものにあらず、更に産業組合製絲業と一般企業製絲業とを比較するに前者は後者に比し製絲業經營上の最も重要な部分となす原料の購入に就き困難を感じざれども其の規模の小なること、合議制にして機敏なる商取引をなし得ざるがために市場に於ける勢力の小なるを商標を逸する怖れあるこのために生絲の販賣に際しては後者に比し及ばざるもの尠からざるなり。

之れ等の困難と之れ等の缺點を除きて聯合會の事業たる生絲の共同荷造共同販賣を圓滿に行ふは決して容易の業にあらず、而も産業組合製絲業の缺點は聯合會によりて始めて其の多くを矯正せらるゝものなり、果して然らば聯合會の事業に就きては大いに注意して攻究する必要あり。

#### 第一項 資金及び收支經濟

##### 一、資金

聯合會に於ける業務は生絲の東裝荷造及び販賣なるが故に各組合が製絲業を經營するに比せば固定資本の額は比較的尠けれども生絲を委託せる組合に對して委託生絲の時價十分の八を限度として假渡金を交附するものなるが故に之れが爲めに要する流動資本の額は頗る多額なり、然らば是れ等の固定資本及び流動資本は如何にして獲得するやと言ふに固定資本

べきなり、今該社事業の一般を尙詳細に示せば左の如し。

#### 龍水社の事業

聯合會の主たる事業は各組合の製出にかゝる生絲を荷造販賣するに在るが故に各組合が製絲業を行ふことに比せば業務は甚だ簡單なるが如く見ゆ、乍然事實は必ずしも然らず、乃ち産業組合事業の一般を見るも購買組合は比較的容易に經營し得るに比し販賣組合の經營は甚だ六ヶ敷しきものなり、之れ元より理由あることにて農業者が肥料日用品又は農具等を組合を作つて共同購入をなす場合に購入するものは何れも商品なれば自ら市價明かにして卸相場なれば幾何小賣相場なれば幾何と明かに定まれるが故に一個人にて小賣相場を以て購入する場合と組合の力によりて卸相場にて購入する場合との損得は直ちに判明し共同購入の利益も認め易し、乍然共同販賣の方にては農家の生産物を賣却するものなるが故に米麥なり籾なり市場に於ける相場はあれども各自の生産物は各品買等級を異にするものなるが故に自分の米麥なり籾なりが果して幾何に賣れるものなるかと言ふこと明白ならず、加之自分の生産したるものは他人の生産したるものよりもよく見え勝ちなるため各自市場の通り相場よりも高く賣る積りなるもの多し、斯かる事情あるが故に組合にて共同販賣を行ふ場合には手数を煩き且つ各自に賣るよりも幾分高價に賣ることを得れども自分一個にて賣るときは尙高く賣れるが如く思はるゝな

は大凡加入組合の出資金を以て之れに充て流動資本は聯合會に於いて隨時借入れて辨するなり。

加入組合の出資金は一口を五拾圓とし各組合は壹數一〇に就き一口の割合を以て出資し第一回に全部を拂込むものとせり第一年度末に於ける之れ等の出資金は一、三五〇圓にして第二年度末に於いては一、九五〇圓、第三年度末に於いては二、五〇〇圓に達せり、今第一年度末に於ける固定資本の額を見るべきは約一、三八三圓にして第二年度末に於ては約一、八二八圓、第三年度に於ては約一〇、七七三圓に達したり、蓋し第三年度末に於て一躍一萬數百圓に達せるは從來借家にて事業を繼續せるを業務擴張のため工場を新設せるがためにして之れに對する資金の大部分は年々の剩餘金を以てし一部借り入れを以てなせり。

流動資本は各組合に對する假渡金にして其の額甚だ大なりと雖も之れがために聯合會は特別の資金を所有することなく隨時短期の借入れを以て融通するものにして地方銀行及び横濱取引問屋を以て金主となし理事の個人保證を以て之れを行ふ、而して之れ等のために幾何の資金を準備するを要するやは種々の關係によりて影響を受け豫め一定す可からずと雖も大凡其の年度に於ける生絲總賣上金の一割内外にて足るもの如し、今各年度に於ける出納金額を示すに次の如し。

年 度	第一年度	第二年度	第三年度
受入金額	七九四六圓	一三、三七七圓	三六、四〇八圓
支出金額	七、九五二圓	一四、三三三圓	二八、四一四圓



二、收支經濟

(1) 收入

聯合會の經營には相當の經費を要す可し、故に適當なる收入の道を講ぜざる可からず、聯合會の收入として重きをなすものは即ち販賣歩合金にして其の他假渡金の利子、拔管絲賣上金、雜收入あれども假渡金の利子は乃ち借入金金の利子と相殺せらるゝものにして帳簿上收入の項目をなすにすぎず他の二者は歩合金に比せば其の額極めて少なきものなり、今各年度に於ける收入の額及び項目を見るに次の如し。

項目	第一年	第二年	第三年
販賣歩合金	六四〇七	九三五	三九三九
假渡金利息	六〇〇〇	一七〇〇	二四〇
拔管絲	六八	一八四	三二八
雜收入	一〇一	七	一七〇
計	一三二九	一三八三	三九七

茲に注意す可きは販賣歩合金の年々著しく増加するに反し假渡金利子の年々著しく減少することなり、前者は即ち取扱生絲數量の増加を意味するものにして元より當然の事實ならざる可からざれども後者は乃ち聯合會の信用額みに増加せるを證するものなればなり、第一年度に於ては取扱生絲數量は第三年度に比し僅かに四分の一にすぎざるに假渡金の利子は反對に二十數倍に達するは各組合競つて假渡金を要求せるがためにして當初聯合會の基礎未だ強固ならずして不安を感じたるため斯かる状態にありしが現在に在りては聯合會に對し

て不安を感じることをなきを以て聯合會に對し生絲の委託と同時假渡金を要求する組合夥なきを以てなり。

(2) 支出

聯合會の支出は即ち經常費を意味するものにして其の項目も亦多岐に互る可し、今之れを各年度毎に表記すれば次の如し。

項目	第一年	第二年	第三年
借入金利子	五七五五〇	一七〇二〇	三四八〇
登記諸費	四三〇	三八三〇	四六四〇
給料	一四三九九	一四五一〇〇	三三三三〇
手當金	一六〇〇〇	二二一〇〇	五七六〇
借家料	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一五〇〇〇
通信費	七七一〇	二四九六〇	二六一三〇
運搬費	三九二八〇	四一八七〇	一八五三〇
運搬費補助	一三九七〇	一九一六〇	—
消耗費	一七、六〇〇	三九、四七〇	四九、〇〇〇
保險料	六四、八九〇	七〇、四〇〇	一四、八四〇
検査賞金	六、三三〇	—	—
東裝荷造費	五、〇八四	五、九三四〇	一、三三、四四〇
公課負擔	六、三三〇	六、八〇〇	一五、〇〇〇
旅費	四一、六〇〇	四一、四四〇	六、一五〇、〇〇〇
會議費	七、七七〇	六、七〇〇	三、一〇〇
役員報酬	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇
實費辨償	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇

龍水社に於て各組合より生絲の送達を受けたるときは添附の通帳と對照したる上誤りなきを確め假受附をなす、假受附けをなしたるものは一總毎に其の目方、テニール並に品等を検査し其の結果を添附の札紙に記入し此の札紙を其の組合に返附し生絲出荷に對する領收證に代ふるなり。

二、東裝荷造

生絲の検査鑑別の方法及び夫れ等に對する賞附の規定に就きては更に詳説する所あるも一定の方法によりて品位を定めたるものは六等に分ち之れを三級に分配して商標を貼附す、蓋し六等に屬するものは品質劣等にして概れ輸出向ならざるが故に之れには商標を附せずして販賣す。

等級	一等	二等	三等	四、五等	六等
金貨印	—	—	—	—	—
金龍印	—	—	—	—	—
銀龍印	—	—	—	—	—

三、生絲の販賣

龍水社の生絲販賣は横濱生絲賣込商に託し參着成行賣を行ふ茲に生絲販賣に關しては先賣、成行賣の二種あり先賣は現物市場のみならず取引所を利用する場合もあり、産業組合製絲業の經營上此の販賣法を如何にするが最も可なるやと言ふに現今龍水社の行ふ參着成行賣は最も適當なるものなること

項目	第一年	第二年	第三年
間屋手数料	三、七〇七〇	四、九四七〇	九、六七四〇
創立費	七、七六五	—	—
雜費	二六〇、六〇〇	五、五六〇	六八、〇三五
賄費	四、〇〇〇	五、三六〇	一〇、三〇〇
修繕費	—	八、四八〇	一、三九〇
基礎原種代	—	—	八、〇〇〇
建築諸費	—	—	一、九二〇
建築監督費	—	—	三、三四〇
寄附金	—	—	九、〇〇〇
優良絲獎勵金	—	—	四、七七〇
什器減損	—	—	三、七三〇
合計	二、五二九、五	二、五九、七〇	二、四二五、〇三

此の支出合計を收入合計と對照するときは第一年度に於いて六百七圓五拾錢、第二年度に在りては壹千參百參〇圓七拾四錢、第三年度に於ては七千六百五拾九圓六拾五錢の利益を得たる計算となれり。

第二項 生絲の受託及び販賣

一、生絲の受託

各組合は聯合會の指定に従ひ總量及び其の長さを一定し長絲にて之れを送達するなり、生絲の送達に際しては規定の通帳を用ひ總量及び其の本數を記入し夏秋意絲に在りては之れに相當する符號を附し之れを生絲に添附して送達す、而して各級には一總毎にテニール並に規定の札紙を附し札紙には其の級、目方、テニール、工女名等を記入するものなり。



言を俟たずと雖も或は先賣を主張し又は二法の折衷を主張するものがあるが如きを以て其の優劣に就き一言せむと欲す。

先賣は現物市場にて行ふも取引所を利用して行ふも理は同一にして相場下落より蒙る損害を免かるゝためにするものにして如何なる場合に其の必要を感じるやと言ふに産業組合製絲業の場合には其の必要甚だ尠なきを見るなり、之れに反して企業製絲業に在りては原料を總て其の當時に於ける絲價に應ずる價格を以て購入するものなるが故に絲價下落するときは損害を蒙ること明かなり、故に此の場合に於て先賣をなし置くは原料買入相場に應ずる絲價を以て生絲を販賣することを得るものなるが故に絲價下落によりて損害を蒙るの怖れなく安心して事業を繼續するを得るなり、然れども産業組合製絲業に在りては原料を購入せざるが故に絲價の下落によりて之れが爲め損失を蒙ることなきを以て先きに價格に對し保險を附すの必要尠きなり、蓋し絲價は變動著しきものなるが故に或る場合には先賣するを得策とし或る場合には之れに反することあるは明かにして先賣の損得は公平に考ふれば當りも五分當らぬも五分ある可き理にして常に先賣を行ふものこそば長年月平均の結果は成行賣と同一なる可く絲價年々向上の傾向を持續する事實ある以上常に成行賣をなすは常に先賣をなすよりも幾分の利益あるものと言ふ可きなり、殊に産業組合の如きは飽くまでも地味に堅實に事業を經營す可きものなるが故に平均絲價を以て甘んじ投機的性質を帯ぶる方法に依らざるを可とするなり、又先賣と成行賣を折衷して行ふ

ことも同一の理由により常に成行賣に依るの利に優る所なきは明かなり、故に生絲の販賣は企業製絲業に在りては絲價著しく下落に在る場合の外原料購入に際して必ず一部は先賣するを安全且つ有益とし産業組合製絲業に在りては必ず成行賣を斷行するを安全且つ有益とするなり。

第三項 生絲の検査及び罰則

一、總検査及び其の賞罰

生絲一總の定量は春繭より製出せるものに在りては十七匁までとし夏秋繭より製出せるものに在りては十八匁より二十匁とし上下一匁差ある毎に金參錢の罰金を徴收するものとせり。

二、織度検査罰則

織度は十四デニールを標準とし十五デニール以上又は十二半デニールのものに對しては左の規定により罰金を徴することとし、織度検査は隨時組合に出張して採取せるものに就き行ふことあり。

織度	罰金	織度	罰金
一五〇	五拾錢	二五	四拾錢
一五五	壹圓	三〇	八拾錢
一六〇	壹圓五拾錢	三五	壹圓貳拾錢
一六五	貳圓參拾錢	四〇	貳圓
一七〇	參圓拾錢	四五	貳圓八拾錢
一七五	參圓八拾錢	五〇	參圓六拾錢

五、肉眼検査

肉眼検査は主として光澤の良否、手觸及び抱合の良否絡交の齊否、稜角定着の適否、緒留及力絲掛方の適否等に就き區別するものにして専門の技術者之れに俾れり。

第四項 生絲賣上金の分配

生絲賣上金の分配は受入の都度春夏秋冬、白黄絲を區別し商標に據りて分配す、蓋し此の場合に於いては一定の歩合金を差引き同一商標内に於ける等級を異にするものは規定の格差を附す、歩合金及び等級による格差は總會の決議により其の額を定むるものなり。

各組合が生絲を出荷せる場合に受けたる假渡金は賣上金分配の場合に於て相殺するものにして假渡を受けたる組合は聯合會に對し當該金の債務を負ふものとし總會の定めたる率により其の期間に於ける利子の支拂を要す。

第五項 組合の指導統一

聯合會の表面の業務にあらずして且つ聯合會經營上の困難とする所のもの如何にして各組合の和合を計り如何にして聯合會存立の利益を全ふす可きやの問題なりとす、乃ち聯合會の經營は單に生絲販賣上小規模生産の不利を免ぐることをのみを目的とする場合に於ては未だ或は面倒なる問題少きやも知れざれども聯合會の存立する以上は單に各組合の出荷による生絲を公平に取り扱ふのみならず更に進むで生絲品質の向上及び其の統一を計り最終の目的を達せむがためには各組合に在りて必ずしも全然利害を等ふる場合にあらざる雖も優

一八〇	四圓八拾錢	五五	四圓八拾錢
一八五	六圓	六〇	六圓
一九〇	七圓貳拾錢	六五	七圓貳拾錢
一九五	九圓貳拾錢	七〇	九圓貳拾錢
二〇〇以上	拾貳圓	七五以下	拾貳圓

三、類節検査罰則

類節検査にては二〇箇迄を無罰とし夫れ以上は次の規定によりて罰金を徴收す。

自一一一拾錢	自一一一貳拾錢	自一七六四拾錢
至一一〇壹圓	至一一〇貳圓	至二〇〇參圓
自一一〇壹圓	自一一〇貳圓	自三〇〇參圓
至一一〇壹圓	至一一〇貳圓	至三五〇參圓

三五〇以上は五十箇を増す毎に壹圓を増す。

大類 一箇につき壹圓、中類 一箇につき五拾錢、小類 一箇につき拾錢。

繫節 四分以上壹圓、三分九厘以下二分以内五拾錢、ピリ

ブシ検査器一週以下貳拾錢、一週以上五拾錢、株付、より付三粒以上四粒まで壹圓、五粒以上參圓

四、切斷検査罰則

切斷は五回迄を無罰とし夫れ以上は左の規定により罰金を徴收す、但し百本につき一本の場返検査を行ふものとせり。

自六回	拾錢	自十一回	自十六回	參拾錢
至十回	拾錢	至十五回	至二十回	參拾錢
自二十一回	四拾錢	自二十六回	五拾錢	以上五回を増す
至二十五回	四拾錢	至三十回	五拾錢	毎に拾錢を増す







事に注意し荷も粗暴の取扱あるべからず。

春 自三月  
至五月

飼羊上最も多忙の時季にして即ち先づ分娩を以て始まり断尾去勢剪毛等の仕事を生ず今主なるものに付きて述ぶれば左の如し

分娩 仔羊の在胎日数は平均二十一週間即ち百四十七日に於て概略五箇月とす分娩に近けば母羊の陰部腫脹して粘液を漏し更に切迫すれば起臥不安にして腹痛を訴ふるが如く努積呻吟するを見る通常此の如きこと約三十分にして分娩を始め胎児の位置正しき場合にありては前肢を前方に伸し鼻端を此兩肢間に狭みつゝ出現す一般に綿羊は分娩平易にして難産少しと雖も時としては胎児の位置不正なるか産道狹窄なるか或は胎児死亡等の爲難産を起すことあり難産の場合にありては之を補助するの要あれども然らざる場合にありてはなるべく之を放置するを可とす。

仔羊分娩後約十五分を経過すれば通常哺乳を始むと雖も仔羊虚弱なるか母羊之を嫌避して哺乳し能ざるときは母羊を保定し仔羊を抱き口を開きて乳頭を挿入し哺乳を助けざる可らず而して又分娩後四五日間は分娩槽を唱ふる幅三尺長さ四尺の格子様木柵を以て方四尺に仕切り此の内に各一組の母仔羊を入れ置くを要す仔羊は成るべく速に飼料を食せしむること勉め生後二週間位を経れば先づ藪を與へ更に「レーブ」或は蕪菁等の菜類を細切したるものを加へ又玉蜀

に特に注意し常に新鮮なる水を與へざるべからず又麥類の青刈は此期間に於て飼料として良好なるものなり。

青草漸く萌出するに至れば仔羊は母羊と共に温暖なる日を選びて放牧を行ふ然れども仔羊の放牧は成るべく從來放牧を行はざりし新しき草地を選ぶべきものにして古き放牧地にありては胃蟲其他恐るべき寄生蟲の襲撃を受くる恐れあり故に放牧地は一般に輪換放牧を行ひ連年同一草地に放牧することを避けざる可らず其の他特に注意すべきは放牧に際し一時に多量の青草を食せしめ殊にクロバリの如き酸酵し易きものを多量に食せしむるときは鼓腸症を起し危険の恐れあるを以て雨後の放牧の如き場合にありては放牧に先ち舍内に於て乾草の如きものを與へ且つ餘り潤澤ならざる草地に放牧するを要す。

剪毛 剪毛は通常一年一回にして其時期は當場にありては五月初旬とす要するに時期は氣候温暖に向ひ剪毛後寒冷を感じざる限り成るべく早く之を行ひ蠅、蚊、蛇等發生盛なるに先ち之れが害を防ぐに足るべき程度に毛の伸長するが如くするを要す剪毛を行ふには大規模にありては蒸汽、石油等の動力を用ひ少規模にありては人力を以て之を行ふ其の最も簡單なるは普通の鋏の如き形をなしたる大形の鋏にして先づ羊の右側を縦に切り開き左右に之を直角に漸次刈り取るものとす而して刈取りたる毛は恰も毛皮を腐げたる如く一枚に相連らざる可からず又剪毛中二度刈を行ひ或は羊の皮膚を傷げざる様注意するを要す刈取りたる毛は之を攪

黍を細かに破砕せるもの等を與へ漸く進で普通飼料を給與するに至る而して仔羊に與ふべき飼料は仔羊槽と稱する仔羊のみ自由に出入し母羊の入るべからざる間隔を有する格子造の柵を以て區別せし内に之を與ふるものとす。

断尾 仔羊は生後約一週間以内に牝牡共断尾を行ふものとす其法尾根より通常三節目の關節より鋭利なる小刀を以て切断するものにして助手は仔羊を仰向に抱き左手を以て四肢を保持し右手を以て尾根を持ち其皮膚を成べく引上る如くす而して手術終れば切斷面に烙鐵を當て然る後切斷面に皮膚を引伸ばして靜かに母羊の傍に置くものとす。

去勢 牡仔羊にして將來種牡とせざるものは悉く之を去勢す去勢は生後二、三週間以内に之を行ふべきものにして助手は断尾の時と同様に之を抱き手術者は陰囊を引き伸ばして其尖端を横断し露出したる睪丸一箇づ、其基部を摘みつゝ抜き取るものとす之を抜き取るには鉗子を用ひ或は術者の齒を以て之を行ふ手術終れば切口を摘みて血液を排除し又前後兩肢を持ち體を伸ばさしめたる後靜臥せしむ斯の如くするときは數目にして創面癒合し餘病を併發するが如きこと殆んどなし。

春期に於ける飼料は早春に在りては尙未だ青草に乏しきを以て冬期に於けると同様乾草蕪菁及穀物を與へ仔羊は成べく「レーブ」其の他菜の類を與ふるを可とす母羊には蕪菁を與ふることも必要にして乳汁の分泌を盛ならしめ仔羊の發育亦良好なり若し蕪菁其他多汁質の飼料なきときは飲料水

けて汚れたる方を内さし左右兩側を縦に折返し頭部の方より捲き登むものとす。

藥浴 剪毛後約一箇月を経たる時は無風快晴の日を選びて全部藥浴を行ふ藥浴の目的は羊蛆、羊癬、疥癬等の外部寄生蟲を防除するにあり之に用ゆる藥品は所謂シーブテキツピシカバウダーと稱し歐米に於て製造せらるゝ種々の專賣藥ありと雖も自家に於て亦調劑し得べく今其簡單なるもの一例を擧ぐれば左の如し。

處方	硫酸銅	一分	硫酸亞鉛	一分
	醋	二三	次醋酸鉛液	二
處方	昇汞	七x	鉛糖	三x
	酒精	一x	鹽酸	二
	上等烟草葉	三	硫黃華	一六
	水	100		
又は	生石灰	八	硫黃華	二
	水	100		
處方	ガソリン油	10	亞麻仁油	10

右温和亞麻仁煎汁を加へ攪拌して成羊に與ふ(三日間連用)藥浴を行ふには先つタタン或は浴槽の設備を爲し順次に羊を逐入れ毎頭約二分間位藥液中に浸し又藥液を飲ましめ



ざる様注意し二回位一瞬間全頭部を液中に沈入せしむ少数の場合にありては桶の如きものに薬液を入れ二人にて四肢を持ち仰向にして桶中に浸入せしむ薬浴終りたるものは暫時浴槽の傍に設けたる傾斜せる流しの如きもの、上に立たしめ全身より流滴する薬液を浴槽中に還流せしむ然る後温暖なる處に置き自然の乾燥に委す注意すべき事は薬浴後直に放牧を行ふ時は身體より滴下する薬液が草葉に附着し此を食したるものに危害を及ぼすものにして又一旦乾きたる後と雖も薬浴後數日間は雨水に遇ふときは又之と同様の危険あるを以て注意するを要す。

薬浴は通常一年一回にて足れるも若し前述の如き寄生蟲害甚しき場合にありては隨時之を行ふの要あり。

夏 自六月  
至八月

夏季は専ら青草を食せしめ苜蓿に富む場合にありては他に飼料は給せず之を與ふるの要なしと雖も通常少量の穀物を與へ特に仔羊にありては燕麥、糠の如きものを加與するの要あり而して離乳は此季節に行ふべきものにして通常生後三箇月にて離乳を行ふ離乳の際に成るべく母仔相互の鳴聲を聞き得ざる隔離せる所に分離せしむるを可とす離乳を最も容易ならしむるは仔羊成長するに従ひ晝間母羊を離して各別に放牧を行ひ夜間のみ同舎内に混入するの法にして此の如くすれば漸次に別離に慣れ離乳を容易ならしむるを得べし離乳後仔羊は成るべく良好なる飼料を潤澤に與へ母羊は反對に飼料を減じ

且養分稀薄なるものを與へざれば乳汁の乾溜を遅延せしめ乳房の疾患を來たすの虞あり故に離乳後は常に乳房に注意し時時之を搾乳するの要あり。

種牝選の擇を行ふは離乳後直に之を行ふを可とす即ち子を愛せざるもの、流産或は難産解あるもの、泌乳少なきもの、乳房の疾患あるもの等は此際之を選択し次回蕃殖に用ひざるを得策とす。

夏季放牧に際し晝間炎熱甚しき間は樹蔭其他清涼なる處に静臥反芻して食を求めざるを以て成るべく早晚より放牧して充分に食を取りしめ又夕暮涼風吹來るの頃樹蔭を出て飽食せしむるを要す而して日中休息の場所には水槽を供へて清涼なる水を與ふるを可とす然れども休息の場所は時々之を移轉せざれば其蓄積せる糞尿は恐るべき寄生蟲の侵入を誘ふの危険あり。

以上は飼羊上四季に於ける主要なるもの、概略にして其他四季を通じて飼羊上必要なるものを擧ぐれば、

鹽と水とは飼羊上最も必要なるものの一にして鹽は營養上必要なるのみならず又體內寄生蟲に對し豫防の効あるものとせられ時として鹽に硫黃華或は煙草の粉末の如きものを適度に交へ以て寄生蟲の豫防となすとあり而して之を與ふるには之を給與すべき壺を設け之に絶へず食鹽を供へて隨意に之を食せしむるを可とす他の飼料に交へ或は同數を定めて給與するは宜しからず水は舍の附近或は舍内に水槽を設け常に新鮮なる水を入れ置くを要す水槽は毎日清潔に

掃除し且つ時々日に乾かして苔類の生ぜざる様にす。

胃蟲の豫防驅除 綿羊には種々の疾病ありと雖も通常最も恐るべきものは寄生蟲害にして體外寄生蟲にありては既に述べたる如く薬浴によりて之を防ぎ得べし體內寄生蟲には胃蟲蟻蟲肺フイソリヤ其他結節症を起さしむるは「エツプ」「アーツトーマ」「コロンピタス」等種々の寄生蟲ありと雖も最も損害の大なるものは胃蟲即ち「ストロンヤルス」「コントルタス」等之に對する豫防驅除は從來種々の方法を試みたりと雖も現今最も有効と認むるものはガツリン用法にして其方法左の如し。

ガツリン油 100

亞麻仁油 100

右處方は一回量にして三日間毎朝空腹時右分量を内服せしむるものにして服薬せしめんとする際は前日午後より飼料を給與せず水も亦之を與へざるを可とす且投薬後數時間は亦飼料及水を與へざるを要す若し病害甚しき場合にありては三日間服用せしめたる後一週間を經過して更に前回と同様三日間内服せしむ。

右の藥は獨り胃蟲のみならず他の體內寄生蟲にも亦効驗あるものなるを以て假令胃蟲の微候なき場合に於ても時々之を與ふるは無害有益なるものとす。

削蹄 常に放牧を行ひ殊に石礫土塵の地にありては蹄の磨滅甚しきを以て時々削蹄を行ふの要なしと雖も舍飼の場合若し土壤膨軟なる所にては時々削蹄を行ふの要あり通常毎月一回或は隔月一回之を行ふものにして園藝用剪定鋏の如

きものを以て蹄の彎曲伸長せる部分を切り取り蹄底に巻き込みたる部分を削りて底面を平坦にすれば可なり、但し適切して出血せしめざるを要す。

舍飼の場合にありては蹄質柔軟となり且蹄間に不潔物を附着し爲に往々「フイットロット」の如き疾病を起すを以て常に舍床を清潔にして新鮮なる草を與ふる、こま肝要なり若し「フイットロット」に罹りたるときは腐蝕部を切断除去し「ペラット」水を以て時々患部を洗滌し綿帯を施すべし。

汚毛除去 尾根附近に糞尿塵埃の附着して汚れたる毛を切取るものにして之を放置するときは羊蛆の如き寄生蟲の襲來を招く恐れあるを以て隨時之を剪取らざるべからず。



# ○教育

## ◎赤穂高等小學校 (長野縣上伊那郡赤穂村)

附 赤穂村立公民實業學校 同 女子實業學校

村教育の施設 本村に於ける學校を中心とする諸般の施設左の如し。

少年 高等小學校

公民實業學校

第一部 農科、高等科を卒業したるもの之に入り學科は十二月より三月迄晝間學校にて實習は期節中一段歩以上を家庭にて行ふ(二箇年)  
商科は晝間學校にて授業す(八箇月)

第二部 尋常科を終りたるもの十二月より三月まで夜間教授す(三箇年)

研究科 第一部 第一部の卒業者之に入り丁年に達するまで夜學を行ふ(冬期中)  
第二部 高等科を卒業したるもの之に入り六、七、八、九の四箇月を除き他の各月は晝間授業す(二箇年)

研究科 十二月より三月迄晝間授業す(四箇年)  
生花、按摩、育兒等に就き一週間位時々行ふ

青年

女子實業學校

第一部

第二部

青年會

總同級會

男子同窓會

總同級會

女子同窓會

總同級會

中年

興風會

婦人會

支會

老年

同級會

小學校

學級數

〔尋常科 木校 二十六  
高等科 同 五〕

分教場 三

生徒數

〔尋常科 一、五九五  
高等科 一七六人〕

職員數

三十六人 内〔男 三〇人  
女 六人〕

資格別〔小正 二人  
尋准 四人  
代用 九人〕

俸給

義務超過額〔六年度 月額(一人平均) 四圓五拾錢  
七年度 國庫交付金を加へざるもの 同七圓  
村費總額(七年度) 三、四三二五(村稅戸數割一戸平均 一五五三)

經費

小學校費 一五、四七〇  
公民實業學校費 二、九一〇  
女子實業學校費 二〇、八六〇

就學歩合

〔男 一〇〇%  
女 九九・六二〕 計 九九・八〇

出席歩合

〔尋常科 九三、四九  
高等科 九四、二九〕

休業

農期 六月に於て三週間 夏期 三週間 收穫期十月一週間 冬期 年末年始の外殆んど行はず  
外に臨時休業を行ふことあれば必ず日曜等の休業日に繰替授業を爲す  
又農意、收穫等の學校休業と雖も職員は必ず出勤して簡易理科器械圖表等の製作を爲し數を多く豊富に備付くることとする

學務委員

〔公民中より出るもの六人にして内一人は事務學務委員とし月俸拾五圓にして日々學校に出席し、他の五人は年報酬貳拾五圓つゝにて分擔區域を定め出席督勵等を爲し又經費關係のことに参加す〕

貧兒保護

學齡兒童保護會あるも會員なく、村費にて年々五拾圓つゝを補助し來り、學用品の給貸與を爲しつゝあり、然れども其殘金四百圓に達し、支出の要なきに付本年は廢せり、本村民としては保護を受くるを恥とし之を好まざる風あり。

赤穂小學校蔬菜品評會

本小學校にては兒童に一坪農業を實施し其成績見るべきものあり依て本件に關する該村長の報告を參考の爲左に掲ぐ

赤穂小學校に於ては已に蔬菜品評會を開會せること五回なるが本年は前報告に述べたる通り小學校高等科及女子實業學校並



に農業補習學校生徒の爲めに家庭一坪農業を施設されまして其成績を出品せしめたる譯で今回は第六回目でありまして一般競争は十一月二十六日で男子體操場に陳列し出品點數は一坪農業百十點其他蔬菜二百七十五點計三百八十五點で蔬菜の即賣高は五圓貳拾五錢でありました褒賞授與式は十二月八日に行はれ受賞の數は七十六點で内一坪農業二十點其他五十六點であつた内一等賞の分を掲ぐれば左の通りである。

一等賞

- 一坪農業つけ菜 小林 勇
- 一坪農業大根 堀内 ちよ
- 一坪農業大根 大森 忠夫
- 南 瓜 鹽水きせ
- 人 參 福澤 安一
- つけ菜 宮澤 榮一
- 大 根 山本 勝美

補習教育

公民及女子實業學校にて行ふ丁年未滿のものは概ね之に入り、出席歩合は約八〇%に達せり、之れが奨勵方法としては有力者に奨勵委員を託し、一面青年會に於て督勵すること、せり補習教育奨勵委員會 本村にては補習教育の徹底を期し該奨勵委員を設け以て就學出席並に成績の向上に努力しつゝあり其活動の狀況は左に掲ぐる村長の報告文によりて一斑を窺ふに足らん。

本村補習教育に就ては前年來分室制度を採用し専ら普及に務めつゝある所で奨勵委員諸氏の盡力も亦尠なからざることである本年も亦益其目的を貫徹せん爲め十一月二十五日小學校に於て補習教育奨勵委員會を開き奨勵上の打合を遂げたり委員は前年の囑託を繼續せるもので青年會長として囑託せるものは更迭の場合に當然に新任者に引繼がる、筈である。當日協定事項は左の通り。

一、青年會長は青年會役員と共に補習教育の普及に就て責任を負ひ生徒の出席奨勵を爲し且つ會場の設備と監督とに任ぜらるること。

一、奨勵委員は青年會長の相談役として補習教育の普及に助力せらるること。

一、青年會長は大正五年九月縣訓令第四十二號に依る學齡簿編纂に付補習教育義務者の下調査を遂げ十二月一日始業式迄に報告せらるること。

(人名、戸主、戸主の標柄、職業、學業の程度を調査す)

校訓

は別紙の如く誠實を基礎とし信義、規律、禮儀、公德、衛生の五大項目を以て次の訓練方針

及兒童心得に依り徹底を圖り居れり。

誠實

- 一、朋友には信義を以て交るべし。
- 二、規律を正しくすべし。
- 三、長上を敬ひ、禮儀を正しくすべし。
- 四、公共物を大切にし、公德を重んずべし。
- 五、身體を鍛錬し、進取堅忍に事に従ふべし。

さもだち なかよくせよ。  
きまりを よくせよ。  
れいぎを たたくせよ。  
おほやけのものを だいにせよ。  
からだを つよくし、よくべんきやうせよ。

歸 着 點	教 授	運 動 遊 戯	講 堂 訓 話	會 合	儀 式	旅 行 遠 足	勤 務	作 業
我國體の精華を發揮し祖先の遺風を成すべし。國語地理歴史科に修養を重んずる。自己の責任を感ずる。自重しむる。こと。	各教科に互りて養育せしむる。國語地理歴史科に修養を重んずる。自己の責任を感ずる。自重しむる。こと。	運動、遊戯、活潑、元氣、強健、果敢、忍耐力、持久力、精神、體力、の養成。	四月初めに於て本校の旗幟に對し、皇朝の精神を愛する。忠君愛國の精神を愛する。忠君愛國の精神を愛する。	自己の習性を抑制する。自己の習性を抑制する。自己の習性を抑制する。	皇室並に孝に對し、敬語に對する。敬語に對する。敬語に對する。	愛郷心を養ふ。愛郷心を養ふ。愛郷心を養ふ。	勤勞、強健、意志、持久力、の養成。	作業、習性、の養成。
強健なる身體の上。強健なる身體の上。強健なる身體の上。	意志を働かせ、工夫し、勉勵し、努力し、進取堅忍に事に従ふべし。	運動、遊戯、活潑、元氣、強健、果敢、忍耐力、持久力、精神、體力、の養成。	自己の習性を抑制する。自己の習性を抑制する。自己の習性を抑制する。	自己の習性を抑制する。自己の習性を抑制する。自己の習性を抑制する。	皇室並に孝に對し、敬語に對する。敬語に對する。敬語に對する。	愛郷心を養ふ。愛郷心を養ふ。愛郷心を養ふ。	勤勞、強健、意志、持久力、の養成。	作業、習性、の養成。
強健なる身體の上。強健なる身體の上。強健なる身體の上。	意志を働かせ、工夫し、勉勵し、努力し、進取堅忍に事に従ふべし。	運動、遊戯、活潑、元氣、強健、果敢、忍耐力、持久力、精神、體力、の養成。	自己の習性を抑制する。自己の習性を抑制する。自己の習性を抑制する。	自己の習性を抑制する。自己の習性を抑制する。自己の習性を抑制する。	皇室並に孝に對し、敬語に對する。敬語に對する。敬語に對する。	愛郷心を養ふ。愛郷心を養ふ。愛郷心を養ふ。	勤勞、強健、意志、持久力、の養成。	作業、習性、の養成。















設備 本校の敷地は一萬千六百四十二坪、校舍千四十七坪にして學校園は田畑三段三畝十九歩を有し校舎、體操場、運動場、教員住宅各種の標本器械、圖書類の設備行届けるも尙ほ大正十一年までを期し一層の完成を圖らんとし一定の順序を樹て著々進行中なり。

○實業學校  
學則別冊の通(略之)

教員 公民實業學校

四拾圓二人 貳拾參圓一人  
外に囑託十九人一週三夜のもの  
の月手當參圓(但教授期節中)

女子實業學校

參拾圓二人  
拾五圓一人拾參圓一人  
拾貳圓一人拾圓一人  
此四人は教授期節中

○社會教育

民風を醇ふし併せて村自治の完成村運の振興を企圖し興風會を起し以て之が勵行に努力しつゝあり該規定は參考となるべき迄多きを以て左に之を掲げん。

興風會

綱 領 (大正元年十月三日)

一、國家の秩序を尊重し世運の進歩に伴ひ修身齊家の道を竭す

こと

一、公共事業の經營を適切にし自治の完成に努むること  
一、學校教育並に社會教育の進歩普及を圖り其効果を擧ぐるに努むること

一、産業の改善發達を圖り富力の充實に努むること  
一、社會習慣の改良を圖り民風の振興に努むること

興風規定 (大正四年一月改正)

◎年内行事

一月一日 新年拜賀式を小學校に於て舉行す

村民は小學校に參集して拜賀式に參列し相互に新年の祝詞を交換す

(舊來の個人間回禮を廢止すること但社寺親戚其他特別なる縁故者間は此限りに非ず)

小學校に於て興風會總會を開催し村長村政上に關する報告を爲すを例とす

新年祝酒を小學校に於て頒つ  
青年兒童は試筆をなす

一月二日 農工商家各其業とする所に從ひ從來の慣習に依りて仕事始の式を行ふ

(農家の繩索初、商家の初賣、工匠の削り初等)

一月四日 政治始の式を役場に於て舉行す

村長以下役場吏員小學校長並に村名譽職員參列のこと  
公職に在る者は其職務に就て報告及宣言をなすを例とす



消防組初出式を行ふ

松飾を撤去す

(松飾は枝松を使用すること)

二月十一日 小學校に於て紀元節拜賀式を行ふ、村民一同参列のこと

右式後納税組合表彰式を舉行す

二月十五日 各寺院に於て釋尊涅槃會式を行ふ

二月十七日 郷社大御食神社祈年祭執行、郡長幣帛供進使として参向村長小學校長参列村民一般参拜

四月三日 消防組春季演習を行ふ

四月八日 各寺院に於て釋尊誕生會式を行ふ

四月十五日 郷社大御食神社春祭執行、村長小學校長参列小學校生徒参拜村民一般参拜

四月二十日 村社大宮五十鈴神社祈年祭執行幣帛の供進を爲す、村長供進使として参向小學校長参列小學校生徒参拜村民一般参拜

八月十三日、十四日、十五日 孟蘭盆會を行ふ

九月十九日 村社大宮五十鈴神社例祭執行幣帛の供進を爲す、村長供進使として参向小學校長参列小學校生徒参拜村民一般参拜

九月二十二日 郷社大御食神社例祭執行、郡長幣帛供進使として参向村長小學校長参列小學校生徒参拜村民一般参拜

十月十日 忠魂祭を執行す、村長小學校長参列小學校生徒参拜

村民一般参拜

十月十六日 小學校開校記念式を行ふ、生徒運動會を催す

十月十七日 消防組秋季演習を行ふ

十月十八日 尙齒會を催す

十月三十一日 小學校に於て天長節祝日拜賀式を行ふ、村民一同参列のこと

十一月二十三日 郷社大御食神社新嘗祭執行、郡長幣帛供進使として参向村長小學校長参列村民一般参拜

十一月二十四日 村社大宮五十鈴神社新嘗祭執行幣帛の供進を爲す、村長供進使として参向小學校長参列村民一般参拜

十二月二十五日 商家暮市を行ふ

一、各部落は毎年一回以上興風會員の集會を催し成申請書を捧讀し本會綱領の主旨徹底に努むること

右集會は一、二月中に開催すること

一、興風會集會の期日は左の通りとし小學校に會合す

總 會 一月一日

商議員會 二月十一日 四月三日 十月三日 十二月一日

◎勸定期

一、勸定期を二期とす

前期 八月十三日限り

後期 翌年一月三十一日限り

一、奉公人出替りは一月二十日とす

◎贈答送迎及接待

一、節句、歳暮、月見、秋立、コバシヤゲ、及盆に於ける進物の贈

一、途中葬列に邂逅せるときは路傍に避けて相當の敬意を表すべし

◎休日

一月一日より三日迄三日間

二月十一日 紀元節

二月十五日 釋尊涅槃會

三月十日 陸軍記念日

春分の日 春季皇靈祭

四月三日 神武天皇祭(雛飾を爲す)

四月八日 釋尊誕生會

四月十五日 郷社大御食神社春祭

四月二十日 村社大宮五十鈴神社祈年祭

四月二十八日 光前寺不動尊祭

五月二十七日 海軍記念日(五月幟を建つ)

六月夏至方五日下りの日一日間 農 休

七月十五日 祇園祭

七月三十日 明治天皇祭

八月十四日方十六日迄三日間 孟蘭盆會

八月三十一日 天長節

九月十九日 村社大宮五十鈴神社例祭

九月二十二日 郷社大御食神社例祭

秋分の日 秋季皇靈祭

十月十日 忠魂祭

十月十六日 學校記念日

答を廢止す、但社寺親戚は此限に非ず

一、入營兵士に對しては旗一流を現役二箇年以上在隊者には被服料(金五圓)を贈として尙武會より寄贈するを例とす

(各戸より贈りたる舊來の例を廢止す)

一、入營兵士の送行は十一月二十八日とし赤穂停留場迄村民一同之を送る、但特別に指定せる入營者に對しては隨時之を定む

一、徴兵出發歸郷に際し親戚の外其家に就き酒食を爲さざる、こゝ又各部落に於て送別會慰勞會歡迎會等を催す場合は會主の如何に係らず一回たるべし

一、徴兵歸郷の際土産物を頒つことを廢止す

一、宴席に於ては努めて獻酬を廢し且つ酒食を強ひざること

一、水害火災跡片付手傳人に對しては酒を饗するに及ばず

◎婚禮

一、婚禮は各其分限を守り華奢虚禮に涉らざること

◎葬儀

一、葬儀は各其分限を守り華奢虚禮に涉らざること

一、會葬者は葬列に隨ひて式場に入り指定の場所に於て敬申の意を表し式後喪主の挨拶終るを待ちて靜肅に退散すべし(式後及葬儀の次第は別に定むる所に依る)

一、葬列は交通頻繁の場所を過ぐる場合は道路の左側を通行すべし

一、會葬者に對する響應は茶津盛、煮べのこゝ又翌日に涉る初七日の客招に返禮を廢止す、但寺院親戚は此限りに非ず



十月十七日 神 嘗 祭  
 十月三十一日 天長節 祝 日  
 十一月二十日 惠 比 壽 講  
 十一月二十三日 新 嘗 祭  
 十二月一日 農 休  
 十二月三十一日 大 祝

◎雜 事

- 一、曆日は明治四十三年曆中より陰曆月日削除の主旨を遵奉し専ら陽曆を守るべし
- 一、大祭祝日には必ず國旗を掲揚すること
- 一、祖先の祭祀を忽にせざるべし
- 一、常に墓所を清掃すべし
- 一、集會には時間を勵行すべし
- 一、飲用水路に汚物を投棄すべからず
- 一、清潔法は五月上旬及十月上旬に施行すべし
- 一、道路の修繕及雪掻を勵行すべし
- 一、通行は道路の左側に依るべし
- 一、諸藝人押賣物買又は不正の動化に應ぜざるべし

◎雜 感

五〇

初日の春雨 四月二十五日午後十時頃より降り出せる春雨は、二十六日朝に至りて益強く且つ風の加はるより車窓を開く能はず、唯線路に沿へる耕地の麥作不良なるを硝子越しに目撃するの外陰雨の爲に視界を閉され展望の快を貪るを得ず偶東濃及南信を通じて、桑樹の生育良好ならざるもの多きを認めたり、斯し昨年蠶業の好景氣に伴ひ濫採を敢てし、後絲價の低落に因りて施肥を充分にせざるの致す所ならんか、然れども密植桑園の多き殊に信州に於ける山腹を墾きて桑園と爲せるもの多きこと及松本平に於ける夏秋蠶専用桑園の多大なる等、何れも蠶業の隆昌を語るの資たらざるなし、若夫れ我が郡上郡の如き、信州の程度に山腹の傾斜地を利用せんとせば、桑園と爲すべき土地に乏しとせざるべく、郡上に最も適切なる夏秋蠶の増加を期待するに恰當のことたるべきなり。

上松驛より分岐して王瀧に通ずる帝室林野管理

局の専用鐵道は専ら木材搬出の爲敷設せられたるもの、素より木會御料林の豊富なる帝國唯一の稱ありて、敢て斯の鐵道あるを不審とすべきにあらざるも、物資の運搬多きことが鐵道布設の基となり、鐵道の敷設が地方繁榮の因たるものとせば、我が郡上郡に鐵道の敷設なきは抑も何の故にして又將來を如何にすべきものなるか信州の杏及山葵 信州の杏は鐘詰として多く我が郡上地方に移入するを視る、而して今回信州の地に入るや恰も其の花盛りにして家々多少の杏を栽る、邸宅に花の美觀を副ふるのみならず、廳て實を結へば一廉の收入を得るは當然なり、而も同一地方に同一の果樹多くあるを以て、製品として將又商品としての價値多し、他に販出するものは宜しく斯くあるべきなり、尤も自家或は地方の需用を充たすに足るものと雖ども之を栽培するはせざるに勝る萬々なれば、之を賣行するは大に宜し、而して本郡に適する柿其の他の果樹を以て、宅地又は傾斜地等の閑地を利用し、他に販出して利益を收め得べきものを作

れば尙ほ宜しきは勿論なれば之を實行したきものなり、又上伊那に於ける高臺一端の傾斜地俗に幅と稱する土地を利用し、山葵を栽培せるもの頗る多きを認めたり、我が郡上にも同様の土地尠からざるを覺ゆ、之れが利用を敢て勸む。

質素の美風 甲信二州の農村視察中、都會華美の弊風に感染せざる地方あるを視、詢に快感を覺へたり、假令ば小學校の兒童が全部自家或は自製の草履を用ひ、質素なる木綿縞の丈夫なる衣服を着用し、「カルサン」或は「タツケ」を穿ち活發に通學し運動しつゝあるが如き、眞に國民の健全なる元素は山間の農民にありと思はしむる如き感を爲せり、近時我が郡上地方に於て他との交通頻繁となり、殊に出稼の男女増加するに隨ひ華美の風習を移入するの傾きあり、實益なき虚榮的觀念を排し、飽く迄農村の美風を維持するは望ましきことなり。

紫雲英に就て 信州甲州及千葉の諸縣下を視察する際、至る所或は車中より、或は路傍にて、若は農會の事業費中の科目に於て各地方が紫雲英



の栽培を行ひ或は奨励して肥料の自給を圖るに努めつゝあるを目撃せり、金肥の高價なるも地力の増進上紫雲英栽培の有要にして且つ利益あるは今更喋々を要せずと雖も、我が郡上郡内には養蠶との關係上二毛作を爲し得べき耕地にして、裏作を爲さざるもの鮮少なりとせず、斯る土地に於ては、せめて紫雲英なりとも栽培し土地の利用能率を高くし、農家經濟の増進と國家經濟に貢献すること、したきものなり、又刈桑々園に紫雲英又は大豆を間作し、之を其の桑園の肥料と爲すが如きも、適切なる事業たるべきなり。

刷物の配付と其調製 今回の視察旅行中他の参照となり、指針とも爲るべき施設ある諸團體は、集會又は説示等の外向は概ね刷物の配付を爲せることの頗る多きを認めたり、即ち施設の趣旨を徹底せしむるには口を以てするか筆を以てするかとの二途あるのみ、事情の許す限り、口頭を以て普及を圖るは最も可なりと雖も、不參者の爲多忙の爲或は他日の徵考上必要ある場合等

に於ては、刷物を以てするの有要なるは勿論なれば、之れが實行は詢に望まじきことなり、而して視察中、尙一の共通せる點として觀るべきは、其刷物の多くが騰寫版に付せられ、然れども其鮮明にして美觀的に出來居ることなり、斯は實用上及感情上に於て最も受配付者の喜ぶ所なるべく、是等のものは勿論平素公文其他の作製に従事する者の注意すべきことなるべきなり



大正七年六月十五日印刷  
大正七年六月二十日發行

岐阜縣郡上郡役所

印刷者 前田甚七郎

岐阜縣郡上郡八幡町三百七十番戶

印刷所 又菱印刷所

岐阜縣郡上郡八幡町三百七十番戶



326

351



終

